

平成29年12月 5 日（火曜日）

第 4 号

平成29年第4回北海道議会定例会会議録

第4号

平成29年12月5日（火曜日）

議事日程 第4号

12月5日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第33号

(質疑並びに一般質問)

日程第2、請願第29号

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

1. 予算特別委員会の設置

1. 議案の予算特別委員会付託

1. 予算特別委員の選任

1. 議案の新幹線・総合交通体系対策特別委員会付託

1. 議案の常任委員会付託

1. 日程第2

1. 請願の少子・高齢社会対策特別委員会付託

1. 休会の決定

出席議員 (99人)

議長 101番 大谷 亨 君

副議長 70番 勝部 賢 志 君

1番 菊地 葉 子 君

2番 阿知良 寛 美 君

3番 浅野 貴 博 君

4番 安住 太 伸 君

5番 池 端 英 昭 君

6番 川 澄 宗之介 君

7番 小 岩 均 君

8番 内 田 尊 之 君

9番 大 越 農 子 君

10番 太 田 憲 之 君

11番 加 藤 貴 弘 君

12番 久保秋 雄 太 君

13番 清 水 拓 也 君

14番 千 葉 英 也 君

15番 塚 本 敏 一 君

16番 道 見 泰 憲 君

17番 船 橋 賢 二 君

18番 丸 岩 浩 二 君

19番 梅 尾 要 一 君

20番 菅 原 和 忠 君

21番 中 川 浩 利 君

22番 畠 山 みのり 君

23番 藤 川 雅 司 君

24番 白 川 祥 二 君

25番 新 沼 透 君

26番 赤 根 広 介 君

27番 田 中 英 樹 君

28番 中野渡 志 穂 君

29番 佐 野 弘 美 君

30番 宮 川 潤 君

31番 荒 当 聖 吾 君

32番 安 藤 邦 夫 君

33番 山 崎 泉 君

34番 佐 藤 伸 弥 君

35番 沖 田 清 志 君

36番 笹 田 浩 君

37番 松 山 丈 史 君

38番 市 橋 修 治 君

39番 稲 村 久 男 君

40番	梶谷大志君	76番	森成之君
41番	笠井龍司君	77番	金岩武吉君
42番	中野秀敏君	78番	池本柳次君
43番	野原薫君	79番	滝口信喜君
44番	花崎勝君	80番	須田靖子君
45番	三好雅君	81番	高橋亨君
46番	村木中君	82番	佐々木恵美子君
47番	吉川隆雅君	83番	三井あき子君
48番	吉田祐樹君	84番	星野高志君
49番	佐々木俊雄君	85番	三津丈夫君
50番	田中芳憲君	86番	平出陽子君
51番	富原亮君	87番	吉田正人君
52番	八田盛茂君	88番	岩本剛人君
53番	松浦宗信君	89番	遠藤連君
54番	東国幹君	90番	布川義治君
55番	内海英徳君	91番	加藤礼一君
56番	大崎誠子君	92番	喜多龍一君
57番	小畑保則君	93番	竹内英順君
58番	角谷隆司君	94番	本間勲君
59番	小松茂君	95番	伊藤条一君
60番	千葉英守君	96番	川尻秀之君
61番	長尾信秀君	98番	神戸典臣君
62番	中司哲雄君	99番	高橋文明君
63番	藤沢澄雄君	100番	和田敬友君
64番	村田憲俊君	欠員（2人）	
65番	北口雄幸君	69番	
66番	小林郁子君	97番	
67番	橋本豊行君	<hr/>	
68番	広田まゆみ君	出席説明員	
71番	中山智康君	知事	高橋はるみ君
72番	大河昭彦君	副知事	山谷吉宏君
73番	志賀谷隆君	同	辻泰弘君
74番	吉井透君	同	窪田毅君
75番	真下紀子君	公営企業管理者	浦本元人君

病院事業管理者 鈴木信寛君
 総務部長 中野祐介君
 兼北方領土対策本部部長
 総務部職員監 梅田禎氏君
 総務部危機管理監 橋本彰人君
 総合政策部長 佐藤嘉大君
 総合政策部交通企画監 黒田敏之君
 総合政策部空港戦略推進監 藪紀洋君
 環境生活部長 小玉俊宏君
 保健福祉部長 佐藤敏君
 保健福祉部少子高齢化対策監 佐藤和彦君
 経済部長 阿部啓二君
 経済部観光振興監 木本晃君
 経済部食産業振興監 田辺利信君
 農政部長 小野塚修一君
 農政部長 森田良二君
 食の安全推進監
 水産林務部長 幡宮輝雄君
 建設部長 渡邊直樹君
 建設部建築企画監 須田敏則君
 会計管理者 辺見広幸君
 兼出納局長
 企業局長 山岡庸邦君
 道立病院部長 田中宏之君
 財政局長 森隆司君
 財政課長 猪鼻信雄君
 秘書課長 三橋剛君

教育委員会教育長 柴田達夫君
 教育部長 佐藤寛君
 兼教育職員監
 学校教育監 村上明寛君
 総務課長 岩渕隆君

選挙管理委員会会長 清水敬二君
 事務局局長

人事委員会会長 岡田恭一君
 事務局局長

警察本部長 北村博文君
 総務部長 池田康則君
 総務部参事官 尾辻英一君
 兼総務課長

労働委員会会長 中川淳二君
 事務局局長

代表監査委員 東陽一君
 監査委員事務局局長 河治勝彦君

収用委員会会長 鳴海正一君
 事務局局長

議会事務局職員出席者

事務局局長 赤石剛司君
 議事課長 小山志津生君
 議事課主幹 本間治君
 議事課主査 中澤正和君
 議事課主任 林幸雄君
 同 小倉拓也君

午前10時4分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔小山議事課長朗読〕

1. 議長は、請願第21号ないし第23号について、請願者から取り下げの申し出がありましたので、委員会付託を取り消しました。

1. 議長は、請願第26号ないし第28号を関係委員会に付託しました。

請願第 26 号	ゆたかな私学教育の実現を求める私学助成に関する件	文教委員会
請願第 27 号	私学の授業料無償化と一人当たりの経費補助の公私間格差是正を求める件	文教委員会
請願第 28 号	私立学校の保護者負担を軽減するとともに教育環境の改善のための私学助成を充実することを求める件 (上の請願は巻末請願・陳情の部に掲載する)	文教委員会

1. 本日の会議録署名議員は、

花 崎 勝 議員
三 好 雅 議員
沖 田 清 志 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第33号

(質疑並びに一般質問)

○議長大谷亨君 日程第1、議案第1号ないし第33号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

三好雅君。

○45番三好雅君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

通告に従い、順次質問をしてみたいです。

初めに、ほっかいどう未来チャレンジ基金についてお伺いをいたします。

本道の未来を担う人づくりを目的とするこの基金は、大変重要な取り組みであると考えます。

先日、第1期生の壮行会にも参加をさせていただきましたが、皆それぞれに、目的と未来への予想図をしっかりと持って、将来の活躍が期待できる若者たちでありました。

こうした若者たちを身近に感じ、彼らを目標として、後に続く後輩たちが多く出てきてほしいと願うところであり、そのためにも、この基金をしっかりと運営していくことが道の大切な役割であると考えています。来年度以降も、ぜひ、第1期生をしのぐような魅力のある人材を発掘してほしいと考えます。

さきの決算特別委員会においても、今後に向けて、応募地域の偏りや留学期間などの課題はあるとの答弁がありました。より魅力のある人材の発掘に向けて、どのように取り組んでいく考えか、伺います。

この事業は、未来の人材を輩出する大切な事業であり、オール北海道で、若者を発掘し、見守り、支えながら、さまざまな分野での活躍を託す、本道の未来への投資であります。

事業が具体的にスタートしたことを契機に、さらに基金を広く周知し、道内の各地域の学生にチャレンジの機会を与えていく必要があると思いますが、今後、どのように取り組んでいこうと考えているのか、伺います。

次に、オーストラリアとの交流について伺います。

近年、多くの外国人観光客が来道しておりますが、オーストラリアについても、年々、来道者数が増加し続けるとともに、投資の面でも交流の深まりが期待されるところでございます。

こうした背景に加え、本年は、在札幌オーストラリア領事館の設立25周年という節目を迎えたことなどから、道議会では、本年6月、超党派による日豪友好北海道議会議員連盟が発足し、その活動の一環として、今般、日豪議連で訪問団を結成し、私も、その一員としてオーストラリアを訪問してまいりました。

現地では、オーストラリア政府機関や日本政府機関、道内の企業関係者などから、本道との交流の状況などを伺うとともに、意見交換を行いました。

その中で、今後の交流の拡大に向けては、食や観光のプロモーションをもっと行うべきとの御意見をいただくとともに、北海道とオーストラリア間の直行便の再開が必要との声が多く聞かれたところでございます。

クイーンズランド州のブリスベンで行われたレセプションにおいては、政府関係者や現地の民間事業者に対して、北海道観光のDVDを放映したところ、本道の自然や食に興味を示していただき、大変好評でありました。

さらには、本道の企業が世界一のコアラ保護区の運営をするなど、本道とのつながりも深いと考えるところであります。

また、オーストラリア人を対象とした調査では、自然や風景に次いで、食に対する期待が高くなるとともに、現地からも、物産展への参加に対する期待が寄せられるなど、本道の強みである食も、オーストラリアでは高い評価を得ているところでございます。

今後、オーストラリアからの観光客の皆様は、道内のさまざまな地域を訪れていただくために、本道の自然や食の魅力を一層PRすべきと考えますが、見解を伺います。

次に、航空路線の誘致について伺います。

北海道とオーストラリアを結ぶ直行便は、2007年12月にカンタス航空のケアンズ線が運休となって以来、途絶えておりますが、今後の一層の交流拡大を進める上で、直行便の開設が大いに期待されるところでございます。

本道とオーストラリアを結ぶ航空路線の誘致に関する道の今後の取り組みについて伺います。

また、航空路線の誘致など、経済面の交流の基礎となるのが、さまざまな分野における人的交流であります。

スポーツ分野では、2019年のラグビーワールドカップや、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、ラグビーを中心とした交流が期待されます。

先住民族の関係では、2020年の民族共生象徴空間の開設を契機とし、オーストラリアの先住民族との交流も深まるものと思います。

また、さまざまな分野の交流を横断的に支える自治体間の交流も非常に重要であります。

さらには、南半球にあるオーストラリアは、本道と季節が逆であるという特性を有効に活用し、農業や水産業などの振興につなげていくことも重要だと考えます。

このように、両地域の間では、幅広い分野での交流拡大の可能性が見込まれると考えますが、道として、今後、どのようにオーストラリアとの交流に取り組もうとしているのか、伺います。

次に、情報化施策について伺います。

昨今、暮らしや経済活動など、さまざまな分野でインターネットの利用の拡大、特にスマートフォンの急速な普及なども相まって、コミュニケーションのあり方を初め、仕事や観光、娯楽、医療など、あらゆる場面において、ICTが社会のあり方そのものに大きな変革をもたらしています。

こうした中、国では、本年5月に、世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を策定し、飛躍的に増加するインターネット上のさまざまなデータを活用し、データが人を豊かにする社会の実現に向け、IoTの実装やオープンデータの推進などといった取り組みを積極的に推進することを打ち出したところでございます。

国においては、教育や医療、介護、健康などといった、さまざまな分野で、地域におけるIoTの実装を進めるべく、IoT実装推進ロードマップを策定し、2020年度に向けて、集中的な取り組みを進めているものと承知しております。

道内においても、経済界が中心となって、北海道版IoT実装推進ロードマップの策定に向け、先月21日にプロジェクトチームを立ち上げるなどの取り組みが始まったところでございます。

現在、道では、来年度からの次期情報化推進計画の策定に向けた検討を進めているところですが、IoTの実装について、どのように認識し、また、道内においてどのように推進しているのか、伺います。

社会経済活動におけるICTの重要性が一層高まる中、世界的な規模で、巧妙化したサイバー攻撃が多発しており、国内でも、行政機関や企業などにおいて甚大な被害が発生しています。

また、ヒューマンエラーによる個人情報の流出などもたびたび報道されており、道においても、一昨年の3月に、外部記録媒体であるハードディスクの紛失という事案がありました。現在、道は、情報セキュリティの強化に向けて、どのような対策を行い、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、働き方改革についてです。

道では、将来にわたる労働力人口の減少傾向を踏まえ、女性や高齢者等の多様な人材が生き生きと働くことができ、仕事と生活が調和した働き方、いわゆるワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の実現などに向け、この春から検討を重ね、10月末に最終的な推進方策が決定されました。

このたびまとめられました働き方改革推進方策は、道全体の施策の方向性を示すものとして、意義あるものと考えますが、今後は、この推進方策で取り上げた建設業や運輸業、宿泊業などの分野ごとの具体的な取り組みが重要になってきます。

これらの業種では、人手不足などの課題に直面しており、働き方改革を通じた課題解決が待ったなしの状態です。今後は、策定された推進方策に基づき、各業種の実情に即した取り組みを、きめ細かく、粘り強く展開していく必要があります。

道は、今後、働き方改革にどのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、地域商業の活性化について伺いをいたします。

道が昨年実施した商店街実態調査によりますと、商圈人口や来街者の減少、来街者の高齢化が進んでいる商店街が7割以上、店舗数や売上げが減少している商店街が6割以上を占めるなど、商店街をめぐる環境は、依然として厳しい状況が続いているとの結果が明らかになっております。

こうした中、道では、今年度、地域商業活性化条例の点検を初め、地域貢献活動指針の点検、見直しと、新しい地域商業活性化方策の策定を検討していると伺っておりますが、見直しに当たり、地域商業の現状と課題について、特に条例制定時の5年前からどのように変わったと認識しているのか、伺います。

道では、地域貢献活動指針の一部見直しと、新たな地域商業活性化方策の策定に取り組んでおりますが、地域貢献活動指針はどのような観点から見直しを進め、地域貢献活動を推進するため、どのような取り組みを行おうと考えているのか、伺います。

また、新たな地域商業活性化方策について、商店街の活性化に向け、特に重点的に取り組むこととしたポイントは何か、伺います。

地域商業は、道民の暮らしと生活を支える重要な基盤ですが、スーパーが撤退し、日常の買い物にも困る地域住民もあらわれており、私は、地域商業の活性化のためには、こうした買い物弱者への対応が欠かせないと考えております。

また、商店街への来街者数が減少し、個店の売上げが減少している中、単に物を売るだけでなく、コミュニティー機能などを加えた店舗の運営、福祉など他分野や他業種と連携した取り組みも効果的であると考えます。

新たな地域商業活性化方策の素案にある稼げる商店街づくりなどの取り組みは理解するものの、各個店の経営環境が厳しい中、こうした取り組みがなかなか進まないことも考えられます。

道は、新たな方策に基づく地域商業の活性化に向け、今後、どのように展開していく考えなの

か、伺います。

次に、地域におけるインバウンドの加速について伺います。

本道を訪れる外国人観光客は、平成28年度で230万人に達し、今年度に入っても好調に推移していると聞いておりますが、道央圏ばかりの旅行では、道内各地の経済の活性化につながっていないとの懸念もあると考えます。

より多くの外国人観光客に本道を訪れていただくことや、滞在日数の長期化、また、リピーターの増加のためには、道内のさまざまな地域に外国人観光客を呼び込んでいくことが重要と考えますが、見解を伺います。

日本とは異なる文化、習慣を持つ外国人観光客の受け入れに当たっては、さまざまなニーズに応え、快適に道内旅行を楽しんでいただくためにも、多彩なコンテンツの提供や外国語対応の充実などの多くの課題があると考えます。

道として、こうした地域課題の解決に向けて、どのような支援を行っているのか、伺います。

観光による経済効果は、観光関連事業者にとどまらず、地域の幅広い業種に波及するものと考えます。

観光産業のリーディング産業化に向けては、増加する外国人観光客による観光消費を道内各地でしっかりと獲得していくことが重要であると考えますが、道として、今後、どのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

次に、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区についてお伺いをいたします。

平成24年度から28年度までの前計画においては、国際戦略総合特区の支援制度などを活用し、生産拠点の整備や規制の緩和などを実施してきたと認識しております。こうした成果をさらに発展させ、国際競争力のある食産業を実現していくためには、新計画を効果的に実行していくことが重要と考えております。

平成23年12月に国の指定を受けたフード特区計画は、北海道の強みである農水産物の安全性や品質を高めるため、生産体制の強化、国内外の市場ニーズ等に対応した商品開発及び供給体制の確立を図り、食の生産拡大と高付加価値化の実現を目指してきたものと承知しておりますが、これまでの取り組みの実績と課題について伺います。

フード特区内の新計画が本年4月から新たにスタートいたしましたが、これまでの取り組みを発展させ、地域が、国内外の市場をめぐる厳しい国際競争に打ち勝つ実力をつけることが求められています。

道では、新計画に基づいて、フード特区機構等と連携し、今後、具体的にどのように取り組んでいくのか、伺います。

本道の強みである食産業を振興し、力強い地域経済の構築に結びつけていくために、今後、どのようにフード特区計画を推進していくのか、見解を伺います。

次に、スポーツ推進計画について伺います。

平成25年に北海道スポーツ推進計画を策定し、本道のスポーツの推進に取り組んできておりま

すが、計画期間の最終年度を迎え、現在、改定作業が進められているところと承知をしております。

スポーツの分野では、平成24年度に、道教委から知事部局に所管が一元化され、今年度からは、障がい者スポーツも含めた一体的なスポーツ行政が行われています。

報道でも紹介をされておりますが、障がい者スポーツに関しては、今月の2日からメキシコで開催されているパラ・パワーリフティング世界選手権大会には、本道からも、道職員の1名を含む2名が出場するなど、世界で活躍するレベルの選手が多く、今後とも、障がい者スポーツの振興を進める必要があります。

国の第2期スポーツ基本計画では、スポーツを通じた共生社会を実現するため、障がい者スポーツの振興、女性の活躍推進のほか、スポーツを通じた経済や地域の活性化の視点から、スポーツの成長産業化などが新たな視点として追加をされています。

これからの北海道は、一人一人が、スポーツを通じて、学び、成長し、力を合わせて充実した社会を実現していく、北海道らしい自立と共生の社会を目指していくことが重要であり、特に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを好機として捉え、取り組みを加速していく必要があると考えますが、道は、どのような考え方に基づき、計画を取りまとめようとしているのか、伺いたいと思います。

次に、飲酒運転対策について伺います。

このことについては、昨年の決算特別委員会、本年の第3回定例会の一般質問及び決算特別委員会などで、多岐にわたって質問をしております。

北海道において飲酒運転根絶条例が制定されるきっかけとなった小樽市銭函や砂川市での飲酒ひき逃げ死亡事故から、それぞれ、3年5カ月、2年6カ月がたとうとしている現在であります。先週、胆振総合振興局管内の登別市で、39歳の会社員が、飲酒をした後、いわゆるあおり運転をし、速い速度で運転した結果、道路を横断中であった19歳の男性をはね、死亡させるという、痛ましい事故が発生いたしました。

先月の決算特別委員会で、私は、あおり運転の危険性を指摘したところでありますが、この事故においても、前段であおり運転があったとの報道がありました。これを受け、同振興局は、直ちに条例に基づく緊急対策を実施したと聞いております。

さきの第3回定例会予算特別委員会においても指摘しましたが、条例では、飲酒運転による逮捕事案が、振興局の管内ごとに3日間で3件、札幌市内では4件発生した場合において、飲酒運転根絶緊急対策を実施することとなっております。

しかし、この取り組みを始めた本年2月以降、札幌市内で2回、渡島、釧路の各総合振興局管内で各1回、計4回実施されたところでもありますけれども、今回は、飲酒死亡事故という、条例制定以降、最も悪質な事案であったため、直ちに緊急対策を実施することに至ったものと承知しております。

飲酒運転に加え、逃亡などのおそれがあるために逮捕されるという異常な事態が一定期間続く

という条件下ですら、これだけの数となっているわけでありまして、道警察の検問などにおいて、飲酒運転が確認、検挙された案件は、年間で1000件近くにも上ると聞き及んでおります。警察に見つかっていない案件も含めると、道民一人一人の心に、条例制定の精神に込められた願いがまだまだ浸透していないのではないかと、残念な気持ちになるところであります。

条例において、知事は、この条例の施行の日、すなわち平成27年12月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化などを勘案し、条例の施行状況などについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっております。

つい先日、施行日から丸2年が経過し、3年目に突入したところでありますが、いまだ、道内で飲酒運転が根絶されない状況を見ると、何かもっと抜本的な対策を講じていく必要性も感じております。

これまで、飲酒運転防止の取り組みの推進に携わられた関係各位の熱心な御協力については、心より頭の下がる思いであります。一方で、これまで取り組んできた手法の継続に加え、遵法精神、規範意識が欠如した悪質なドライバーに対しては、思い切って、新たなアプローチの方法による取り組みで飲酒運転の根絶を強化していく必要があると考えますが、道の見解を伺います。

次に、酪農振興について伺います。

本道酪農は、我が国の生乳生産の過半を担うとともに、地域の基幹産業として発展してきましたが、これまで半世紀にわたり酪農を支えてきた加工原料乳生産者補給金制度の国による見直しや、日EU・EPAの大枠合意及びTPP11の大筋合意といった国際環境の変化など、今まさに大きな変革にさらされており、各地の若い生産者を初め、多くの関係者からは、先行きが見通せないという不安の声が寄せられているところであります。

中でも、私の地元の天北地域は、酪農が漁業と並ぶ基幹産業であります。広大な土地資源を有する主産地でありながら、生乳生産の伸び悩みを初め、担い手の不足など、現状でも多くの課題を抱えておるところであります。

冷涼な気候でデントコーン栽培が難しく、牧草を中心にして、乳用牛を飼養するこの地域において生乳生産を高めていくためには、草地の生産性の向上が大変重要と考えます。

自給飼料をベースとした酪農を進めていくために、天北地域の飼料基盤の強化に向けて、道としてどのように取り組む考えなのか、伺います。

道内では、近年、複数の酪農家による協働型法人が設立されるなど、大型法人も見られるようになってきましたが、天北地域は家族経営が主体であり、高齢化や後継者がいないなど、担い手が不足している農場を次の世代に円滑に引き継いでもらうことが、酪農という産業と生乳の生産を維持し、地域を守っていくために極めて重要と考えます。

天北地域の酪農の持続的な発展を図るため、新規就農者の確保や家族経営への支援に向けた道の考えについて伺います。

次ですが、外国人技能実習制度については、制度の趣旨を徹底するため、平成28年11月に技能

実習法が公布され、ことし11月に施行されたところであります。

本法では、監理監督体制が強化された一方で、優良な監理団体等に対しては、実習期間の延長や受け入れ人数枠の拡大、対象職種の拡大など、拡充策が措置されたところです。

また、本法とは別に、包括的な農業生産の技能を習得し、母国の農業の発展に寄与してもらうため、農協などが実習実施者となって、技能実習生を年間を通じて受け入れる仕組みも構築され、既に本道の一部地域で活用されているところです。

本制度は国際貢献が目的であります。実際のところ、労働力が不足している農業現場において、実習生は非常に頼れる存在となっており、私としては、本制度のさらなる活用を図り、実習生と農業現場がウイン・ウインの関係となり、双方の課題が解決されていくべきだと考えます。

道としては、農業分野における本制度の効果的な活用について、どのように対応されるか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）三好議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、ほっかいどう未来チャレンジ基金に関する今後の取り組みについてであります。この基金は、本道の未来を担うグローバル人材を道民の皆様方とともに育成していくために創設したものであり、これまでも、広く道内外の企業や団体、個人の方々などから御協力と応援をいただいているところであります。

私といたしましては、こうした賛同の輪をさらに広げていくために、応援パートナー企業の皆様の御協力もいただきながら、本年度選抜された第1期生の若者の海外での活動や成果などを幅広く発信するとともに、さまざまな機会を活用して、この基金の取り組みを道内外の皆様に積極的に周知し、チャレンジしてみたいと考える若者たちにとっても、応援する方々にとっても魅力ある基金となるよう努めながら、「その先の道を切り拓く北海道民」を皆様とともに育ててまいります。

次に、オーストラリアとの交流についてであります。オーストラリアからは、毎年、多くの観光客の皆様に来道いただくとともに、冬のパウダースノーを初め、本道の魅力を世界に発信していただいております。ブランド力の向上や、海外からの投資の呼び込みにつながるなど、オーストラリアは、本道にとって大変重要な国と認識をいたします。

道では、自治体国際化協会のシドニー事務所に職員を派遣しているほか、道内の五つの自治体が姉妹友好提携を結び、提携先からの国際交流員の招致、高校生の相互派遣など、幅広い交流を行いながら、人材の育成や相互理解の促進につなげているところであります。

私といたしましては、こうした自治体間の交流に加え、ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催、民族共生象徴空間の開設などを契機とした、オーストラリアとの交流の促進に取り組むとともに、道議会の日豪議連の皆様を初め、関係機関と連携しながら、両地域の季節の違いを生かし、幅広い分野の交流をより一層進めてまいります。

次に、I o Tの推進についてであります。I o Tは、家庭や生産現場などにおいて、多様な機器をインターネットに接続し、高度なサービスを実現するものであり、さまざまな分野での開発、実用化が急速に進展する中、道民の皆様の暮らしの利便性や生産性向上などに大きく寄与する重要な技術であると期待しているところであります。

国においては、2020年度を目標に、全国各地でI o Tの実装を強力かつ迅速に進めることとし、財政的な支援や人材の派遣などといった取り組みを展開しているところであり、道といたしましても、現在、策定を進めているICT利活用推進計画において、I o Tの活用を重点施策の一つとして位置づけ、日常生活を初め、幅広い産業分野において本道の優位性が発揮できるよう、I o Tの実装に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

次に、働き方改革についてであります。道では、先般策定した働き方改革推進方策に基づき、女性、高齢者などの多様な人材の活躍、長時間労働の是正といった就業環境の改善、付加価値の向上や業務の効率化などによる生産性の向上を三つの柱として、道内企業などにおける働き方改革の取り組みを促進してまいりたいと考えております。

各業種における働き方改革については、この推進方策の策定にあわせて、人手不足が課題となっている業種の現状や課題、取り組みの方向性を整理したところであり、今後、関係機関と連携するとともに、庁内の関係部局で構成をするプロジェクトチームなども活用し、各業種の実情に即した働き方改革が進むよう、積極的に取り組んでまいります。

次に、地域商業の活性化に関する今後の取り組みについてであります。地域商業は、住民の消費活動や暮らしを支える重要な基盤であり、道では、これまで、その活性化に向け、商店街と福祉団体の連携による、空き店舗を活用した障がい者の新規開業や、商店街による、買い物弱者向けサービスの提供などといった、地域における意欲的な取り組みを支援しているところであります。

地域商業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますことから、道といたしましては、今後とも、地域商業活性化方策に基づき、地域が商店街の振興などに取り組めるよう、国の支援制度の活用を初め、空き店舗を活用したコミュニティー拠点づくりへの支援や、参考となる優良事例の周知に努めるなど、市町村、地元商工団体などと緊密な連携のもと、道内各地で地域商業の活性化が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域における外国人観光客に関する今後の取り組みについてであります。来道する外国人観光客を一層拡大し、観光産業を本道のリーディング産業としていくためには、道内の各地域への年間を通じた安定的な誘客を図り、地域の多様な関係者の参画による稼ぐ力を引き出し、旺盛な観光消費を取り込んでいくことが重要であります。

このため、道では、四季折々の景観、食といった観光資源の発掘、磨き上げ、商品化や、道東、道北の雄大で美しい自然などを生かした広域的な観光ルートづくり、さらには、地域におけるDMOの形成促進などに取り組んできたところであります。

道といたしましては、今後とも、地域の積極的な取り組みを支援しながら、世界の方々が憧れ

る満足度の高い観光地づくりを進め、外国人観光客による観光消費を拡大し、地域経済の活性化につなげてまいります。

次に、フード特区の新たな計画の推進についてであります。本道の強みである食の可能性を最大限に生かし、世界に羽ばたく食産業に成長させていくためには、産学官がそれぞれの機能を十分に発揮し、生産から加工、物流に至る食産業の競争力を一層強化し、その成果を全道に波及させていくことが重要であります。

これまで、道では、関係市町村や経済界とともに、総合特区制度に基づく支援措置の活用や、食品の高付加価値化、輸出の拡大に向け、官民が連携した事業を展開してきており、その結果、道内各地に、意欲的な企業の広がりが生まれてきたところであります。

今後、新計画では、これらに加え、企業と1次産業の連携プロジェクトや、インバウンド需要の地域での獲得などの取り組みを進めるとともに、フード特区機構の業務の内容や進め方の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、スポーツ推進計画の策定の考え方についてであります。2019年のラグビーワールドカップや、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、スポーツの価値は大きく変化し、道民の皆様の関心は、これまで以上に高まってきていると認識をいたします。

こうしたスポーツへの追い風を生かし、現在、新たな計画の策定を進めているところであり、道民のスポーツへの参加機会の拡大や、国際競技力の向上、障がい者スポーツの振興に加え、新たに、スポーツの成長産業化と地域の活性化、共生社会の実現などといった視点を盛り込むこととしているところであります。

道といたしましては、今後、スポーツ関係団体や企業などの御意見、御提案をいただきながら、スポーツ王国・北海道の実現に向け、本道の優位性を生かした計画となるよう努めてまいります。

次に、飲酒運転の根絶に向けた取り組みについてであります。飲酒運転による事故が後を絶たない中、自動車に大きく依存する北海道から、飲酒運転は仕方がないのではないかと安易な考え方を払拭し、道民一人一人に、主体的に飲酒運転を社会から根絶しようとする行動を起こしていただくことが何より重要と考えるものであります。

道では、これまで、関係機関や団体等との連携を図りながら、「飲酒運転根絶の日」などにおけるイベントの開催や、各種講習会におけるドライバーへの指導など、さまざまな啓発活動などに努めてきているところであります。

今後は、発信力のある著名人、メディアの協力による広報活動の実施や、包括連携協定締結企業の媒体を活用した飲酒運転ロゴマークの普及に取り組むほか、地域、民間企業などが実情に応じて啓発活動を創意工夫できるようにするとともに、悪質なドライバーや周囲の人々にも伝わる効果的な取り組みを促進し、飲酒運転のない、安全で安心な北海道づくりに努めてまいります。

次に、酪農振興に関し、まず、飼料基盤の強化についてであります。自給飼料は、購入飼料に比べて安価であり、酪農経営のコスト低減や経営安定に寄与するものでありますことから、そ

の生産性の向上と利用拡大を進め、経営体質の強化を図ることが重要と認識いたします。

特に、天北地域は、耕地のほとんどが牧草地であるといった、道内有数の土地利用型酪農地帯ですが、泥炭地が多く分布し、裸地化や雑草化が進むなど、草地の維持管理に大変苦労している中、これまでも、草地の整備改良などにより、良質な自給飼料の生産に努めてきているところでもあります。

道といたしましては、今後とも、優良な牧草品種の普及や草地の植生改善による生産性の向上、さらには、TMRセンター、コントラクターといった営農支援組織に対する育成支援などに積極的に取り組み、自給飼料基盤に立脚した天北地域の酪農の確立を図ってまいります。

最後に、外国人技能実習制度についてであります。本制度は、開発途上国の経済発展を担う人材の育成を目的としておりますが、専門的で大規模な農業を展開する本道において、技能実習生が先進的な技術を学び、習得するための農作業などを通じ、地域農業の振興を支えているものと認識いたします。

また、実習生は、将来、本道の発展を支援するよき理解者となることも期待できるところであります。

こうしたことを踏まえ、道といたしましては、地域に対し、本制度の目的や仕組み、具体的な事例などに関する情報を積極的に提供するとともに、導入を図ろうとする地域に対する相談対応、助言を行うなど、本制度の適正な運用を基本に、地域農業の実態に応じた効果的な活用を支援してまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）最初に、ほっかいどう未来チャレンジ基金に関し、人材発掘の取り組みについてであります。ほっかいどう未来チャレンジ基金は、本年度、第1期生の募集を行い、現在、世界各地で研修を積んでいるところでございますが、選抜された若者が道央圏に集中したことや、学生留学コースに比べ、他の3コースにおいて応募が少なかったことなどの課題もあると認識をしております。

このため、道では、事業の実施状況や関係者の方々の御意見も踏まえながら、より深い学びと経験を積めるよう、留学期間の延長など、柔軟な制度運営に努めるとともに、道央圏以外でも説明会を開催し、それぞれの地域で活躍する、意欲と能力のある若者を発掘、育成できるよう、周知に取り組むほか、各分野の関係団体とも連携しながら、より魅力ある人材の発掘に努めてまいりたいと考えております。

次に、情報セキュリティ対策についてであります。インターネットが暮らしや産業に欠かせない基盤となり、社会におけるICTの重要性が一層高まる中、個人情報情報の漏えいやサイバー攻撃などに対する情報セキュリティの確保は、極めて重要なものと考えているところであります。

道では、外部記録媒体の紛失などがないう、情報セキュリティ対策基準を厳格化し、監査の充実、外部記録媒体の管理状況の点検などに取り組むとともに、インターネットと行政専用のネットワークの通信経路の分離や、市町村と協力して、インターネットの接続経路を集約し、監視を強めるなど、ハード面においても、より高い水準の情報セキュリティ対策を講じているところでございます。

情報セキュリティ対策は、常に緊張感を持って不断に取り組む課題であります。今後とも、ハード面での機能強化や、職員一人一人のセキュリティ意識の向上に努めるなど、情報セキュリティの確保に万全を期してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部観光振興監木本晃君。

○経済部観光振興監木本晃君（登壇）初めに、オーストラリアとの交流に関しまして、オーストラリアへのPRについてでございますが、これまでも、オーストラリアの方々には、北海道の冬を初めとした自然の魅力に着目したリゾート開発や、SNSを通じた情報発信などを行ってきております。

また、オーストラリア領事館と道内の大学、企業が連携して、観光人材の育成を行う取り組みが始まるなど、さらなる交流の機運が高まりつつあるところであります。

一方で、オーストラリアからの観光客の皆様が、冬期のニセコ地域に集中していることが課題となっておりますことから、道では、北海道スキープロモーション協議会を通じまして、シドニーなどでのスキー旅行博への出展や商談会の開催により、旭川、富良野といった道内各地のスキー場への誘客を行うほか、夏期に楽しむことができるラフティングやサイクリングなどの情報、さらには、地域の特色ある物産の魅力などにつきまして、さまざまな機会を活用し、積極的にPRしてまいりたいと考えてございます。

次に、地域振興対策に関しまして、外国人観光客の地域への誘導についてでございますが、本格的な人口減少社会が到来する中、外国人観光客の旺盛な観光消費を、地域経済の活性化や雇用の拡大につなげていくためには、道央圏に集中しがちな観光客の皆様を道内各地域に誘導することが重要と認識しております。

このため、道といたしましては、地域ならではの食、生活、文化、四季折々の特徴ある自然を十分に生かした観光メニューづくり、道東や道北における広域観光周遊ルートの整備、さらには、海外の市場特性に応じたプロモーション活動の展開などにより、何度でも訪れたい、長く滞在したいと思っただけの魅力ある観光地づくりに向け、観光振興機構や市町村、観光関連団体などと連携しながら、取り組みを進めているところでございます。

最後に、地域の取り組みへの支援などについてでございますが、本道を訪れる外国人観光客に占める個人旅行者やリピーターの割合の増加に伴いまして、地域の特色ある自然を生かしたアウトドアスポーツ、アイヌ民族の食や文化の体験、地域ならではの観光メニューなど、多様なニーズへの対応が求められており、外国人観光客の受け入れに積極的に取り組む地域を拡大いたしま

すとともに、受け入れ体制の整備を進めていくことが重要と考えております。

このため、道では、地域で開催される、インバウンドの受け入れ対応に関する研修に、専門知識を有する人材を派遣しておりますほか、地域が連携した魅力ある観光ルートづくりに向け、海外の旅行会社やメディアを招聘し、外国人の方々の視点で、情報発信や、観光資源の発掘、磨き上げを行うなど、さまざまな支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）本道とオーストラリアを結ぶ直行便の誘致についてでございますが、オーストラリアは、北海道インバウンド加速化プロジェクトにおいて、リピーターの増加などが期待できる国と位置づけており、日本国内や新千歳空港への直行便が就航している韓国の仁川、香港を初めとするアジアのハブ空港を経由するなどして、昨年度で約4万8000人の観光客の方々が来道されております。

また、道内から、高校生の教育旅行としてオーストラリアを訪問する事例もあり、直行便の開設による利便性の向上は、交流のさらなる拡大に貢献するものと考えております。

道といたしましては、定期便、チャーター便に対する支援制度や、教育旅行への支援など、アウトバウンドの需要喚起策を活用しながら、航空会社、旅行会社を初めとする関係者に対し、路線開設に向けた働きかけを進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）地域商業の活性化に関し、初めに、地域商業を取り巻く現状と課題についてであります。本道におきましては、人口減少や少子・高齢化の進行、インターネット販売の拡大など流通の多様化により、事業所数や販売額が減少しており、地域商業を取り巻く環境は一層厳しくなっているものと認識いたしております。

また、近年、大幅に増加した外国人観光客による需要増があった反面、徒歩圏内で生鮮品や日用品を購入できない買い物弱者が、過疎地だけではなく、都市部でも課題となるほか、小規模自治体など、商圏人口の少ない地域へのチェーン店の出店などによる来街者や売上げの減少に加え、経営者の高齢化、後継者不足、廃業による空き店舗の増加などが依然として大きな課題となっているところでございます。

道といたしましては、地域商業は、地域の経済はもとより、住民の暮らしを支えていることから、大型店や商店街など、地域の関係者が一体となり、地域商業の活性化を図っていくことが重要と考えております。

次に、地域貢献活動指針の見直しなどについてであります。この指針は、事業者等による地域貢献活動の望ましい姿を提示するものであり、見直しに当たりましては、事業者などが取り組みやすい事例や、すぐれた事例を追加したほか、観光振興の取り組みなど、新たな項目を加えたところでございます。

また、地域商業の活性化に向けた具体的な取り組みの方向性を示す方策につきましては、三つの視点で整理し、売る側では、来街者をふやす個店の魅力アップや、観光客などをターゲットとした売り上げの拡大を、買う側では、商店街のユニバーサル化を、まちづくりの視点では、商店街活動を担う人材の育成などを盛り込んだところでございます。

道といたしましては、地域商業活性化条例による地域貢献活動計画の提出義務がない事業者にも、指針に基づく活動を促すとともに、地元商店街と大型店など、地域の関係者が交流する場を設けるなど、指針や方策に基づく取り組みが全道各地で展開されるよう促し、地域商業の活性化につなげていくことが重要と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部食産業振興監田辺利信君。

○経済部食産業振興監田辺利信君（登壇）北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区に關しまして、まずは、フード特区における実績と課題についてであります。道では、関係市や経済団体とともに、平成24年3月に、フード特区計画の推進機関となるフード特区機構を設立し、総合特区制度に基づく、税制、金融、財政の支援措置や、規制緩和の特例措置などを活用し、食産業の生産性の拡大や高付加価値化、輸出の拡大などに取り組んでいるところであります。

具体的には、スイーツの製造工場の増設や、ナガイモの洗浄・選別装置などの導入を促進するとともに、ASEAN等において、農水産品や加工食品を取りそろえた商談会を開催し、海外販路の開拓に向けた取り組みなどを進めてきたところであります。

今後、これまでの成果をさらに発展させるため、フード特区機構の役割を踏まえ、業務の効率化や関係機関との連携を強化していくことが必要と考えているところであります。

次に、フード特区の新計画における取り組みについてであります。道は、食産業の競争力の強化を促進するため、本年4月に、フード特区機構内に産業連携推進オフィスを設置し、1次産業と企業が連携したプロジェクトの創出や、その全道展開に取り組んでいるところであります。

また、国内外における健康志向の高まりを受け、大学や試験研究機関などと連携し、機能性を切り口とした商品開発を進めるとともに、道外における販路開拓に向け、国内最大級の食品展示商談会に出展するなどの取り組みを行っているところであります。

さらに、地域が海外需要を獲得するための環境整備として、道の駅などを対象とした、外国人観光客の受け入れに係る研修会の開催や、輸出国に必要な国際認証の取得促進など、官民が一体となった効率的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長大谷亨君 農政部長小野塚修一君。

○農政部長小野塚修一君（登壇）酪農の担い手の確保などについてでございますが、天北地域では、新規参入者の受け入れや実践的な研修に地域ぐるみで取り組む農協、市町村なども多く、この3年間に道内の酪農に新規参入した62人のうち、2割となる12人が宗谷管内に就農しております。

道では、新規参入希望者に対する就農情報の提供を初め、離農跡地を整備して貸し付ける農場リース事業の実施、家族経営の搾乳作業を代行する酪農ヘルパーの育成確保や、TMRセンター、哺育育成センターといった営農支援システムの構築に取り組んできたところであり、今後とも、こうした施策の推進に加え、家族労働の負担軽減を図る搾乳ロボットや自動給餌機といった省力化機械の導入など、生産者の皆さんが安心して営農できる環境づくりを進め、新規就農や家族経営への支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 三好雅君の質問は終了いたしました。

小岩均君。

○7番小岩均君（登壇・拍手） それでは、通告に従いまして、私から知事に3項目にわたって御質問を申し上げます。

まず、介護保険事業支援計画についてでございますが、道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画は、国に対応して、3年ごとに見直しが行われております。先月には、来年度から新たに始まる3年間の第7期計画の素案が明らかになったところでありますが、それによりますと、道内の高齢者人口は、第6期計画時と比べて8万6000人ふえ、約164万4000人、また、全道の高齢化率は31.2%であると見込まれております。

この計画について、3点お聞きをいたします。

まず、この計画の素案では、平成30年度から32年度までの3年間の計画期間での必要なサービス量は示されておられませんけれども、その数量については、今後まとめる計画の中で明らかにするとのこととあります。

そこで、次期の第7期計画におけるサービス量の取りまとめは、現在どの程度進んでいるのか、今後のスケジュールとともに伺いをします。

次に、地域医療介護総合確保基金についてであります。

医療介護総合確保法によりまして、各都道府県に医療介護総合確保基金が設置をされております。それを活用して、介護分野の人材確保あるいは介護施設の整備が進められているわけですが、特に関心するのは、市町村が実施いたします地域密着型サービスの基盤を整備する場合、基金の効果的な活用が必要であるわけでありまして、介護分として約60億円の基金残高があります。

この基金については、我が会派の同僚議員によって、先ごろの決算特別委員会で質疑がありましたけれども、そこで一定の考え方が示されました。

そこで、私は、次期計画における施設整備に当たっては、この基金を効果的に活用すべきであると考えますけれども、見解をお伺いいたします。

3点目は、施設整備についてであります。

介護保険制度が始まってから、17年が経過をいたしまして、制度の施行前から開設されていた特別養護老人ホームといった高齢者施設などについては、相当の年月がたっていることから、老朽化も進んでおります。

今後、改築について、入所者の皆さんからも要望が高まってくることが予想されますが、地方においては、これから介護需要の増加は見込めないことなどから、施設の改築をちゅうちょする事業者も多いわけでございます。

入居者の良好な療養環境を維持していく上でも課題である施設の大規模改修などを行うことで、既存施設の長寿命化を図る必要がありますが、こうした施設整備のあり方について見解をお伺いします。

4点目は、第7期介護保険事業支援計画についてであります。

年度内には次期計画を策定するという事になっておりますけれども、では、振り返って、第6期での計画の取り組みやその実施状況をどう評価されているのか、また、次期計画のポイントである高齢者への日常からの自立支援あるいは効果的な重度化防止についての道の取り組みをお伺いしておきます。

2項目めは、北海道における国際化についてであります。

先ほど、三好議員の質疑でもありましたように、海外からの誘客、あるいはASEANを含めた道産品の輸出、そして、それに伴う人の流れ——今年度の知事の執行方針の柱の一つに、世界の潮流を捉えたグローバル展開が掲げられました。それを具体化する北海道グローバル戦略の策定が進められております。

ASEANを初めとしたアジア地域やロシアとの交流拡大に積極的に取り組み、戦略にあります、世界の中の北海道としていくためにも、明確な戦略とともに、具体的な方策による成果を期待したいところでございます。

そこで、これからの国際化に対する考え、方策などについてお伺いをしてまいります。

一つ目は、知事の基本姿勢についてであります。

知事として、さまざまな機会を捉えて、北海道と海外の諸外国との友好関係の強化あるいは交流の促進、経済振興などに取り組んでおられるわけでありましてけれども、本道を訪れる外国人観光客あるいは在留外国人もふえ続けております。

知事は、諸外国を訪れるとともに、全道各地で外国人と触れ合う機会も多いと思いますが、どのような思いで海外との交流に臨んでいるのか、その理念あるいは基本姿勢をまずお伺いしたいと思っております。

次に、諸外国との交流の成果についてであります。

北海道が取り組んでおります国際交流は、道内の第1次産業や観光事業など、経済活動を刺激しております。どれも右肩上がりと言ってもいい成果となっているのかなと思っておりますけれども、それに伴って、外国人の観光客、在留外国人もふえております。また、自治体や市民レベルでの友好・交流活動も盛んになってきているわけでありまして。

当然ながら、道産品あるいは工業製品の輸出といったことによる諸外国との経済的な結びつきは重要でありますけれども、そこには、言語や文化を超えたお互いの信頼関係があってこそ、きずなが生まれてくると私は思っております。

道として、これまで、諸外国との友好・交流事業によって、経済・文化・人的交流にどのように取り組み、今後、それをどう展開させていこうとしているのか、お伺いします。

次に、在住外国人についてであります。

海外から本道を訪れる観光客はもちろん重要でありますけれども、道内には、ビジネスや留学あるいは研修で来られた方、また、永住者を含めて、在住外国人が2万6000人余りいると言われております。これも、わずかではありますけれども、ふえております。

北海道を訪れ、地域で外国人の皆さんが安心して過ごすためには、私たち自身が、互いの違いを乗り越えて、相手を理解することが大切であります。

北海道グローバル戦略には、多文化共生社会の形成という文言があります。そこには、在留外国人に対する取り組みが網羅されているわけがございますけれども、本道で暮らす外国人と道民との共生に向けて、どのように取り組んでいくのか、お伺いをします。

次に、市町村による国際交流についてですが、道内には、海外都市との姉妹都市交流を結んでいる自治体が116あり、また、市民あるいは民間による国際交流団体も512あると言われております。

これらによって、市民レベルの友好・交流活動が行われているわけでありまして、こうした活動をさらに拡大、充実させるための戦略にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

三つ目の項目は、外国人技能実習制度についてであります。

この制度は1993年に始まりました。そして、ことしの11月から、実習生の保護策を強化するというので、法律名が、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、略称・技能実習法として施行されました。

法務省が11月に公表しました在留外国人統計によれば、ことしの6月末現在でありますけれども、全国で約25万人、道内でも8500人余りの外国からの実習生が、地域住民の一人として居住しながら、研修という労働を通じて暮らしております。

私自身もそうですが、実習生の方々の実情が、国民、道民にほとんど知られていないと思えます。私も、道議会に来て、あるきっかけがあってから、実習生の問題を調べ始めましたが、多くの人に聞いても、大抵は、外国人技能実習あるいは実習生について知りませんでした。そして、調べてみればみるほど、さまざまな課題があることもわかりましたので、私も、道議会の場で、委員会などを通じて、何度か質問をさせていただきました。

そこで、このたび、11月から新たに施行された法律をきっかけに、知事に幾つかお伺いをしてみたい。

まず、知事の見解をお伺いしたい。

この制度が始まって以来、実習生の人数は右肩上がりです。そして、その出身国も、今やアジア各国に広がっております。そして、少し前までは実習生の半分を中国籍の方々が占めていたのですが、今は、ベトナム国籍の実習生として、ベトナムから日本を訪れる方が急増してお

ります。

その実習先としては、先ほど三好議員からも話がありましたけれども、ことしになって、JA北海道が、いわゆる農協方式という新たな仕組みで受け入れておりますし、先月施行になった法律によって、介護サービスにまで対象事業が拡大されております。

道内の人口減少に伴う人手不足により、今後も、実習生を求める事業者がふえるし、さらに業種を拡大する動きも広がっております。

こうした経過と実態に対して、知事はどのように捉えているのか、この制度に対する見解をお伺いします。

次に、道内に在留する実習生の実態についてお伺いします。

道がまとめました道内の在籍数は、昨年末現在で5640人で、受け入れ数は、ほとんどが中国籍とベトナム国籍の方であります。中国籍の方が3554人、ベトナム国籍の方が2640人です。

そして、実習先の業種は、食料品製造業と農業で、ほとんど9割を占めております。

さらに、実習先の所在地区、いらっしゃる場所としては、オホーツク、宗谷、渡島で2545人です。そして、その2545人の8割が、食料品製造業、つまり、ホタテなどの水産物の加工場で実習しています。

実習生は、初めて訪れる日本、本道の地で、制度に従って、生活をともにして、実習という労働に従事しております。

また、いわゆる公租公課、つまり、所得税、住民税、あるいは、厚生年金保険料、協会けんぽの保険料まで納めて暮らしております。

その在籍期間は、このたびの法施行によって、最長で5年まで延長できることとなりました。

こうした実習生の実態と、そこでの生活がどのようなものであると認識されているのか、知事の所見をお伺いします。

三つ目は、これを進める外国人技能実習機構と道のかかわりについてであります。

この制度のそもそもの目的は、日本の技術を学ぶことで、開発途上国の経済発展に寄与することとなっております。しかし、実態は、人材確保が難しい業種での労働力確保と言われて久しいわけであります。

これは国の政策でありますから、道は、今まで、制度や実習生との直接のかかわりは薄かったわけですが、ことしの4月に、札幌に実習機構の地方事務所もできました。そして、都道府県を交えた地域レベルでの協議会の組織化も可能となりました。

そこで、この札幌事務所の役割、そして、組織化が可能となった地域協議会に対して道はどのように対応していくのか、お伺いします。

四つ目は、受け入れ企業や市町村との連携についてであります。

この制度では、77の職種、137の作業が実習生に認められております。法で認められていない職種での実習、作業はしてはならない、これがこの実習制度の大きな特徴とも言えるわけですが、道の調査では、道内に、これに対応して実習生を受け入れる監理団体は113あ

り、受け入れ事業所、企業は1433あるとのことであります。

先ほども言いました、職種として追加された介護職種については、今言った札幌事務所が主催して、先々月の10月に説明会が行われました。その説明会には、札幌圏を中心に、全道から、介護サービス事業にかかわる関係者などを含めて80名ほどが参加しているということが、過日の決算特別委員会での私の質問で明らかになりました。

私の地元・北広島でいえば、四つの事業所が実習生を受け入れておりますが、何度か自治体の担当者と話したところ、その担当者は、人数などの実態あるいは何をしているのかについて、余り詳しく知っておりませんでした。それは、札幌圏ですと、いろいろなところにまたがって研修生が入っていたり、規模もそれほど大きくないからだと思いますが、北広島でいいますと、四つの事業所で合わせて十五、六人です。

地域事情によって違いもありますので、全てとは一概に言えませんが、実習生を受け入れている事業所、企業はもとより、ともに暮らす住民として迎えている137の自治体——道内の179の自治体の7割がこれを受け入れているわけですが、そこでは、さまざまな課題もあります。

特に、人口減が進み、主要産業の担い手不足が深刻な地域と、そこでの生産活動について、道は、実態をどのように受けとめ、連携しているのか、これについてお伺いし、再質問を留保して、1回目の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）小岩議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、介護保険事業支援計画に関し、まず、今後の老人福祉施設の整備についてであります。道では、これまで、施設整備方針を定めて、介護保険事業支援計画との整合性や、整備計画を採択する際の優先順位の考え方などを示しながら、計画的に施設整備を進めてきているところであります。

道内には、昭和50年代に建設された特別養護老人ホームも多く、数年後には、改築を要する施設の増加が予想されることから、今後は、地域の介護需要の推移なども十分に考慮しながら、入所申込者数が多い圏域での特別養護老人ホームの着実な整備に加え、地域の社会資源を有効に活用するため、大規模修繕による長寿命化を図ることなど、多様な手法について検討し、地域の実情に応じた、必要なサービス提供体制を確保してまいります。

次に、計画の取り組みの状況と今後の取り組みについてであります。現行計画では、医療や介護、生活支援サービス等を切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を目指して、介護サービスの提供体制の整備に努めてきたところであり、計画に掲げた目標については、おおむね順調に確保できております。

今年度中に策定する次期計画においては、高齢者の方々が、住みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域特性に応じた地域包括ケアシステムを推進するため、在宅医療

と介護の連携はもとより、ケアマネジメントの充実や、効果的な介護予防の実施による重度化防止の取り組みの促進などについて、道が取り組むべき方策を盛り込むなどして、市町村を積極的に支援してまいります。

次に、海外との交流についてであります。本道の発展を確かなものとするためには、食や観光など、本道の強みを生かして、海外からの需要を獲得するとともに、文化、スポーツなどを通じた人的交流を拡大するなど、世界の中の北海道という視点を意識しながら、地域の活性化を促進していくことが重要であります。

私は、こうした考え方にに基づき、現地の社会経済情勢等を見きわめつつ、経済交流の拡大を図るとともに、姉妹・友好提携地域との交流の促進や人材の育成など、長期的な視点に立った環境づくりに努め、本道が進むべき方向を広く道民の皆様と共有しながら、国際関連施策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

次に、外国人技能実習制度についてであります。この制度は、技能実習生の人材育成を通じて、開発途上地域等への技術や技能の移転による国際協力の推進を目的とするものであり、道内の各地域で、主要産業である農業や食料品製造業などの現場において、多くの実習生が受け入れられているところであります。

本年11月には、制度の趣旨をより徹底するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が施行されたところであり、道といたしましては、この新法に基づき、制度の適切な運営が図られ、実習生が、技能の習得に向け、道内において安心して実習できる環境が整備されることが重要と考えるものであります。

最後に、道内の技能実習生についてであります。実習生を受け入れる企業や団体は、実習生ごとに、宿泊施設や報酬など、実習生の待遇の確保に関する基準を満たした技能実習計画を策定し、認定を受ける必要があります。実習生は、その計画に基づき、技能実習に取り組んでいるところであります。

道内では、実習生の失踪などの事例があるほか、国の実地調査においても、労働関係法令の違反が指摘された事業場がある一方で、地域との交流や日本語習得のサポートを企画するなど、安心して実習ができる環境整備に取り組む企業や団体もあるところであります。

道といたしましては、適正な実習を実施することにより、本道に強みのある分野で蓄積された技術や知識を習得していただけるほか、実習生の方々に本道に愛着を持っていただくことで、将来的な交流の活発化につながっていくものと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部少子高齢化対策監佐藤和彦君。

○保健福祉部少子高齢化対策監佐藤和彦君（登壇）介護保険事業支援計画に関し、まず、次期計画におけるサービス見込み量についてでございますが、高齢化が急速に進行する中で、介護保険制度の持続可能性を維持し、地域包括ケアシステムを推進していくためには、各市町村が、デー

タに基づき、地域の課題を分析し、保険者としての機能を十分に発揮していくことが必要でございます。

現在、各市町村では、地域における介護、医療の現状の分析とともに、要介護認定率や介護給付費等の地域間での比較を行いながら、次期計画期間中のサービス見込み量を算定しているところでございます。

道といたしましては、今後、年明けを目途に、市町村のサービス見込み量を取りまとめる予定であり、引き続き、市町村に必要な助言を行いながら、来年2月の計画案策定前までに、全道分のサービス見込み量を集計してまいります。

次に、地域医療介護総合確保基金の執行についてでございますが、この基金を活用した施設整備につきましては、毎年、各市町村に対して要望調査を実施し、介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス等の整備や介護施設等の開設準備などについて支援を行ってきております。

現在、各市町村では、次期計画における各種サービス見込み量の算定作業を進めているところであり、道といたしましては、高齢者保健福祉圏域連絡協議会の場なども活用しながら、今後の介護需要も見据えた地域密着型特別養護老人ホーム等の整備や、介護離職を防止するために必要なサービスが計画的に整備されるよう、基金の効率的、効果的な執行に努め、地域における介護サービスの提供体制の確保を進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）本道の国際化と交流事業に関し、最初に、海外との交流拡大についてであります。道では、これまで、道の海外拠点などを活用し、ASEAN地域などにおいて、食や観光など、本道の魅力を発信するプロモーション活動を展開するとともに、航空路線の誘致、姉妹・友好提携地域との文化・スポーツ交流などを通じた人的ネットワークの拡大などに取り組んできたところでございます。

今後、これまでの取り組みを踏まえ、さらなる交流の展開を図るため、現在策定中の北海道グローバル戦略に基づき、ジェトロやJICA、さらには北海道国際交流・協力総合センターなど関係機関と連携しながら、幅広い分野にわたる国際化の取り組みを機動的かつ柔軟に展開してまいります。

次に、本道で暮らす外国人に対する支援についてであります。グローバル化の進展に伴い、近年、道内在住の外国人は増加を続けており、道民と外国人とが、互いの文化や生活習慣などを理解し合い、ともに地域社会で暮らしていく、いわゆる多文化共生社会の実現が重要性を増しているものと認識しております。

道では、これまで、北海道国際交流・協力総合センターや関係団体と連携しながら、災害発生時の対応や、医療、教育等の生活情報の多言語による提供、さらには留学生の生活支援などに取り組んできたところであり、今後も、こうした施策を通じて、多文化共生に向けた環境整備を進めてまいります。

次に、市町村等による国際交流についてであります。市町村や交流団体においては、姉妹・友好提携地域などを中心に、教育、文化、スポーツなど、幅広い分野において交流を行うとともに、青少年の相互交流など、地域間交流の未来を担う若者の育成にも取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、さまざまな主体が参画して、海外との交流を拡大、発展させていけるよう、将来的なビジョンを共有し、連携して取り組むことが重要と考えているところであります。

このため、北海道グローバル戦略に基づいて、行政はもとより、道内の企業や道民の皆様など、それぞれの取り組み主体が一体となって、多様な交流の推進を図り、道内経済や地域社会の活性化につながっていくよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）外国人技能実習制度に関しまして、初めに、外国人技能実習機構の役割などについてであります。機構の札幌事務所は、主な業務として、技能実習法に基づき、技能実習計画の認定、実習実施者や監理団体に対する実地検査、実習生に対する相談支援などを行うこととされております。

また、国や道、機構及び関係団体等で構成され、来年6月ごろに開催予定の地域協議会は、事務局を北海道労働局に置き、関係情報の共有などにより、相互の連携を図ることとされており、道といたしましては、振興局、監理団体等を通じて情報の収集に努め、地域の実情を踏まえた技能実習や、実習生の保護に関する取り組みが適切に行われるよう、地域協議会の場を活用して、関係機関との連携を図ってまいりたいと考えてあります。

次に、市町村などとの連携についてであります。本道では、主要産業であります農業や食料品製造業において実習生の約9割を受け入れており、その受け入れ数は増加傾向にあるものと承知をいたしております。

道といたしましては、国際協力の目的で行われる技能実習制度においては、適正な受け入れ体制の確立を図ることが重要であると考えており、地域協議会の場なども活用しながら、国、関係機関はもとより、受け入れ企業を指導する監理団体や市町村とも連携いたしまして、実習生の方々が安心して技能を習得できるよう、取り組んでまいりたいと考えてあります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 小岩均君。

○7番小岩均君（登壇・拍手）（発言する者あり）答弁をいただきましたが、再質問を行ってまいりたいと思います。

初めに、介護保険事業支援計画について、二つお伺いしたいと思います。

施設整備について、先ほど知事から答弁がございましたけれども、道内には473の特別養護老人ホームがあり、その中で、昭和56年の建築基準法改正以前の旧耐震化基準によって整備された施設は50あると言われております。そして、その半数を超える29の施設は、耐震化が未対応のま

まであります。こうした施設に入居している方々のためにも、安全性の確保が必要でありますので、早急に耐震化に取り組むべきであります。

そこで、道として、これをどうサポートしていくのか、まずお伺いをします。

次は、高齢者の自立支援や認知症対策についてであります。

御答弁では、介護予防の実施による重度化防止の取り組みの促進を盛り込むとありましたけれども、市町村への支援など、具体的な方策について再度お伺いします。

次は、国際化についてでございます。

先ほど言われた、国際化、海外交流に対する知事の理念、基本姿勢とともに、道が取り組む国際関連施策が、世界の中の北海道という視点を意識するのであれば、先ほど三つ目の項目として取り上げた外国人技能実習制度が、海外からは奴隷制度とまで言われてきたことを強く意識すべきだと私は思います。

そこで、多文化共生社会の実現、また、その環境整備を進めるという文言も入っているのであれば、海外からの実習生の実態と課題を道の国際化や交流事業にも反映すべきであると思います。

食や観光を初めとした経済の振興や、観光客の増加など、北海道を舞台とした海外との交流の実績が華やかに語られるこの議場でありますけれども、一方で、外国人技能実習生の問題は、道政の中でも、真正面から議論されることはほとんどありませんでした。

私は、国際交流による実績、あるいは年々ふえ続ける海外からの観光客、それに伴う経済活動を光と捉えるならば、外国人技能実習生の問題は影であると思っております。

その光と影を捉えて、北海道の視点で、海外や道内に住んでいる外国人を見詰めていくなれば、北海道が進めようとしている、北海道における多文化共生社会の実現とはどのような社会であるのか、また、そこにうたわれている環境整備をどう進めていくのか、お伺いをしたい。

そして、実習制度についてでありますけれども、知事の見解は、道内の実習生が置かれている現状の解説にとどまっておるのではないかと思います。しかし、その中にも、制度の適切な運営、安心して実習できる環境整備ということが文言として入っております。

私がそれを聞いて、ちょっと思ったことを感想として言いますと、知事の見解は少し遠くに置かれていて、この制度をさめた目で見ているような姿が浮かびました。

一方で、実習生の実態に関する答弁は、当然と言ったらいいのでしょうか、知事も、国の制度であるという中で、失踪者が多いこと、あるいは労基法違反が多いことに触れております。

改めて、この法律名を見てみますと、先ほど言いましたように、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律ということで、適正な実施と保護がうたわれております。これは、裏返せば、実習が適正に実施されておらなかった、あるいは、実習生が保護されておらなかった、ずさんな制度であったということを認めるような法律名ではないでしょうか。

実習生がみずから望んで日本や北海道へ来たとはいえ、渡航費用を工面し、家族と離れて異国で暮らす苦勞をしながら、研修を受けています。しかし、一方で、それを受け入れた監理団体、

事業者による労基法違反や明らかな人権侵害などが繰り返されてきたのがこの制度の実態であります。私は、それを、日本人としても、あるいは一人の人間としても、見て見ぬふりはできないだろうと思います。

そこで、先ほども聞いておりますけれども、多文化共生社会の実現と、その環境整備を進めようとしている知事として、制度そのものや、実習生の受け入れ、処遇などについて、国へ働きかけるなどの対応をしておられるのか、お聞きします。

また、そこで起きています実習生の失踪については、先ほど紹介した外国人技能実習機構の発表では、毎年、3000人余りと言われておりますけれども、より厳密に法務省が発表した統計では、昨年、全国で5803人、道内では55人が実習先から失踪したままであります。

失踪の理由や動機、発生防止などについて、道はどのように捉えているのでしょうか。

最後ですが、平成26年度の道の統計では、オホーツク振興局の食料品製造業、つまり加工場の従業員は6886人であり、うち、実習生は906人、宗谷振興局では、従業員の2157人のうち、実習生は604人で、その比率は、オホーツクで13.6%、宗谷で28.0%であります。もはや、加工場は実習生抜きで操業ができないのではないかと思います。

道が海外への売り込みに力を入れている、水産物の輸出主要商品であるホタテの加工作業を、全てではないですけれども、補っているのが実習生である、これも光と影ではないかと思いません。

道は、こうした現場の実態を把握する考えをお持ちなのか。

また、実習生を地域で受け入れている自治体にとって、実習生は、人口減対策とともに、地域経済を支える構成員でもあります。

実習生を受け入れている多くの市町村と道はどのように連携を図るのか、お伺いして、再々質問を留保して、終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）小岩議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、介護保険事業支援計画に関し、まず、耐震化への対応についてであります。道では、昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて建設された特別養護老人ホームの管理者に対して、耐震化工事の実施や早期の改築を働きかけてきたところであり、今後とも、こうした取り組みを進めるとともに、国に対し、補助制度の充実について要望するなどして、施設入所者の安全と安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、重度化防止に向けた市町村への支援についてであります。道といたしましては、国における重度化防止に向けた動きも踏まえながら、今後とも、保健所に配置している保健師等の専門職の派遣や、地域で指導に当たる理学療法士等のリハビリ専門職を対象とした研修会の開催、先進事例の情報提供などにより、介護予防に取り組む市町村を積極的に支援してまいります。

次に、多文化共生社会の実現などについてであります。近年、技能実習生を含め、多くの外国人の方々が本道で生活されておりますが、こうした方々と道民が、異なる文化や生活習慣など

を理解し合い、ともに地域で暮らしていける環境を構築することが重要と認識いたします。

私といたしましては、外国から来られている方々の皆様が本道に愛着を持ち、地域になじんでいただくため、地域の国際交流活動に積極的に参加できるよう、市町村、交流団体とともに取り組むとともに、災害発生時の対応や生活情報の外国語による提供を進めるなど、多文化共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、外国人技能実習制度についてであります。道では、これまで、実習生の失踪や労働関係法令違反の状況などについては、国際研修協力機構が主催する関係行政機関等連絡会議の場などを活用し、入国管理局や労働局など国の機関と情報の共有を図るとともに、監理団体等に対し、法令遵守の周知、啓発に取り組んできているところであります。

実習生の失踪等の個別の案件の詳細については公表されておりませんが、こうした状況を踏まえ、国では、管理監督体制の強化と実習生の保護等を図るため、新たな法律を制定したところであり、今後、この法律に基づき、制度の適正な運用が図られるよう、関係機関と連携をしてまいります。

最後に、実習生の受け入れに係る関係機関等との連携などについてであります。道では、平成18年度から、監理団体等を対象とした、実習生の受け入れ調査を実施しており、本年度は、地域別の受け入れ状況に加え、安心して実習できるための取り組みなどについても調査を行ったところであり、新たに開催される地域協議会の場などを活用し、引き続き、実習生の状況の把握に努めてまいります。

道といたしましては、今後とも、国や関係機関、監理団体等のもとより、市町村とも連携し、全道各地で日々実習に励んでいる実習生の方々が、本道での生活になじみ、安心して技能の習得ができるよう取り組んでまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 小岩均君。

○7番小岩均君（登壇・拍手）（発言する者あり）3回目の発言となりますけれども、ぜひ、知事あるいは道の幹部の皆さんにお訴えし、聞いていただきたいということで、指摘事項を私から1点お伝えします。

外国人技能実習生に対する、道内のある首長の発言でございます。人口減少が進む中、担い手の確保は地方都市であるほど大きな課題であり、今後とも、民間団体による技能実習生の受け入れに対して積極的に支援すると議会で述べました。

この発言は、技能実習法の第3条第2項にあります「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。」と定めた基本理念に反する言動であります。

先ほど、三好議員も、農村にとって頼れる存在であるとおっしゃっておいりました。（発言する者あり）いや、それは違います。

しかし、今紹介した首長の発言あるいは三好議員が言っていたことが地域の率直な実感であり、外国人技能実習制度の本質であると思っております。

今後とも実習生は確実にふえるからこそ、今後、道は何をして何をしないのか、その役割、責任は大きいと思います。

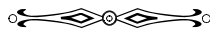
北海道グローバル戦略で唱える、世界の中の北海道というスローガンとともに、では、北海道の中の世界をどうするのか、それを具現化してこそ国際化であろうかと私は思います。これをぜひ道も実現していただきたい。世界の中の北海道ではなく、北海道の中の世界の実現、これを指摘して終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 小岩均君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩



午後 1 時 開議

○副議長勝部賢志君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

道見泰憲君。

○16番道見泰憲君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、お許しをいただきましたので、通告に従い、高橋知事に順次質問をさせていただきます。

まずは、新エネルギー導入の加速化について伺います。

道では、平成12年9月に北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例を制定し、平成28年3月に第2期の北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画を策定して、省エネルギーの促進や、新エネルギーの開発、導入を加速するための施策を展開していると承知しております。

新エネルギーに関しては、太陽光や風力など、導入が進んでいるものと、地熱やバイオマスなど、導入の拡大が期待される状況にあるもの、さらに、発電のみにとどまらず、熱エネルギーや、エネルギー発生時の副産物も含めて、地域内循環を目指した新エネルギーの導入拡大の取り組みが重要です。

私たちは、脱原発の視点に立ち、道内において自立的に確保できる新しいエネルギーの利用拡大を定めた前出の促進条例に基づいて、新エネルギー王国を早期のうちに実現させなければなりません。

北海道電力による平成25年6月と平成26年11月の2度にわたる電気料金の値上げによって、さらに、北海道全体で約530億円に上る電力賦課金を支払わされていることが加わることは、中小企業、小規模事業者の収益を圧迫するばかりではなく、直接的に道民の暮らしに打撃を与えることになっているのであり、地域から資金を流出させるのではなく、地域に資金を循環させるエネルギーの地産地消の取り組みを進めることが重要です。

最初に、北海道内の新エネルギーの導入について伺います。

現在、国により、ことしで3年目になるエネルギー基本計画の見直しが行われていると伺って

おります。新たなマスタープランができ上がることとなります。

その中でも、大震災を契機とした原子力発電の新たな取り組みや、地球温暖化防止の観点からの、化石燃料による火力発電への依存度の縮小などによって、再生可能エネルギーの取り扱いが注目されています。

いまだ発展途上にある再生可能エネルギーについては、政策の助けもあって、活用が進んでいるものの、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度、いわゆるFIT制度の買い取り価格が下がる局面に入っていて、議論がされているものと承知をしております。

その制度に関して、一般木質バイオマス向けの買い取り価格に入札制度を導入することについて大筋で一致したと報道もされておりました。

そのような中で、道は、北海道内の太陽光、風力、地熱、バイオマス等、さまざまな可能性を含んだ新エネルギーの導入状況についてどのように把握しているのか、それらについての将来の目標を数値化できているのか、伺います。

次に、再生可能エネルギー資源の賦存量について伺います。

高橋知事は、常々、北海道は再生可能エネルギーの宝庫で、新エネルギーの関係で道外の企業に協力いただくと同時に、地産地消を推進していく、北海道電力にも理解を求めていくと明言されております。

私も、この点については全く同感であり、さらなる導入加速化を実現していかなければならないと考えております。

では、道は、どこまで導入、推進していくことができるのかを把握しているのでしょうか。

太陽光や風力、さらに地熱源のほか、バイオマスに至っては、家畜ふん尿、木質資源、廃棄物等々と、新エネルギーを生み出すための原材料の範囲は多岐にわたります。

これまで道が頼ってきた賦存量の認識に対して、可能な限り正しい現在の賦存量の把握が必要となります。正しい賦存量に対して、道が目指す目標を導入し、それに見合う政策を早期のうちに示すべきです。

高橋知事が再生可能エネルギーの宝庫と表現する私たちの北海道に、一体、それぞれにどのぐらいの賦存量があるのかを明らかにしたことはあるのでしょうか。また、そのうちのどれくらいを利活用していこうとしているのでしょうか。そして、正しい賦存量の可能性を十分に生かし切ることができるように、どのような政策を実行してきたのでしょうか、伺います。

次に、再生可能エネルギーの活用の中でも、木質資源の利活用について伺います。

私は、第3回定例会の予算特別委員会で、林業・木材産業の成長産業化についての質問をさせていただきました。

その中で、私たちの北海道は、土地面積の7割が森林に覆われており、国内の森林面積の約4分の1を占めるなど、広大な森林を有していること、この森林資源を有効に活用し、林業・木材産業の成長化を図ることを確認し、競争力の強化を図ることで成長産業化を急がなければならないと共有できたものと承知しております。

中でも、木質チップの需要は相変わらず高く、輸入木質チップに頼らざるを得ない現状は、決して望ましいことではありません。

木質チップが不足している現状は深刻です。木質チップが不足している現状は、非常に偏った環境であるとも言えると考えています。そこには、森林を育むために種苗を植える人、樹木を日々管理して切り出す人から始まり、それを使った製材や間伐材などの未利用材の活用など、木材産業に携わる方々、それらを運搬する方々に至るまで、さまざまな課題が存在していることが明らかになっています。

そのような中で、林業・木材産業の関連団体からは、利用促進策として、林地未利用材の効率的な集荷、チップ等への加工、木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備に対する支援の強化、さらに、林地未利用材の搬出・運搬経費に対する支援の強化など、具体的に陳情が寄せられているところでもあります。

北海道が再生可能エネルギー大国を目指すときには、近年盛んになってきている木質バイオマス発電の振興を実現させていくための政策が必要になってきます。

では、現在の木質チップの供給状況はどのようになっているのでしょうか。北海道内で生産し得る木質チップの賦存量をどのように把握し、林業・木材産業の成長化を実現させた上で、どこまで供給可能量の拡大を目指しているのか、将来の目標は明確になっているのでしょうか、伺います。

次に、下川町の木質バイオマスの活用について伺います。

下川町における木質バイオマスの利活用は、全道はもとより、全国的にも注目される取り組みとなっていて、地産地消を理念とする姿勢は評価に値するものと考えております。

さきの報道によりますと、町が来年度に着工を目指していた、官民による木質バイオマス熱電供給事業計画を断念することになったと承知しております。事業規模の大きさや町外からの原料調達が懸念されたことが理由とのことでもあります。

下川町長は、町の木質バイオマス事業を拡大させていく方針に変わりはなく、改めて事業計画を策定し、地域活性化を目指したいとの趣旨のコメントを出されております。

このポイントは、地産地消と事業規模であると考えています。

単純に、北海道と下川町を並列で比較や検討をすることはできませんが、新エネルギー導入を加速化させ、地域の活性化を実現させていかなければならないときに、その理念を置き忘れることは許されず、みずからの状況を冷静に診断し、可能性を見きわめて、将来にわたっての道筋を明らかにすることは、官民が連携して取り組む事業の公共性と最大限の活力を生み出すことができる施策であると思うのです。

道は、さきに述べた促進行動計画の中で、課題の一つとして、地域での取り組みを加速化させるために、足腰の強い事業主体の育成が不可欠であるとあらわしておりますが、それこそが道の役割であると私は考えます。

また、知事は、本定例会の我が会派の代表格質問で、エネルギー政策について質問されたこと

に対して、地域の特性や資源を効果的に活用した取り組みを支援するなどして、エネルギーの地産地消の取り組みを全道各地に広げ、暮らしの豊かさの実現や経済の活性化につなげていくと答弁されているのであります。

知事は、これらの取り組みをどのように捉えた上で、北海道の新エネルギー導入の加速化をどのように実現させていこうとされているのか、そのために、これまで質問させていただいたような必要とされる施策をどのように加速化させていこうと考えているのか、見解を伺います。

次に、台湾からの観光客の増加に向けた取り組みについて質問をいたします。

道が取り組む外国人観光客500万人プロジェクトについては、平成28年度に230万人を突破し、順調に伸びを見せていると言えます。2020年度の達成を目指して、さらに必要とされる政策の追加が求められるところだと考えております。

その数を国別に見渡すと、平成26年度には、台湾から47万2000人で、そのほかを合わせて154万1000人となっていて、平成28年度には、台湾から52万9000人で、そのほかを合わせて230万1000人となっております。

今回の質問では、平成26年度まで来訪観光客数で第1位となっていた台湾からの来訪観光客数について質問をしたいと思っております。

台湾は、2355万人の人口を有する親日国の一つと認識されていて、北海道をこよなく愛していただいている地域でもあり、今述べた来訪観光客数の52万9000人というデータからも、それを裏づけできるものとなっております。

また、道内各地には22もの日台友好団体が存在し、台北駐日経済文化代表処札幌分処が設置されていることから、政府間並びに民間交流の活発さを疑うところではありません。

現在では、台湾における販路拡大や情報発信等の地域の取り組みを支援するために、台中市に、マーケティングと情報の発信を総合的に展開することを目的に、北海道貿易物産振興会が主体となった北海道チャレンジショップを、10月16日から3カ月程度の予定で開設されると伺っておるところであります。

そこでまず、台湾からの観光客の拡大について伺います。

これまでの来訪観光客数から見ても、既に台湾は成熟した地域と判断することができます。私たちは、今述べた台中市の北海道チャレンジショップを試みとして、シンガポール等に設置されているどさんこプラザの台湾での設置、そして、さまざまなプロモーションの取り組みを通して、さらなる来訪観光客数の上積みを実現していかなければなりません。

道は、これまで、直行便の誘致等を含めて、台湾に向けてどのような取り組みを展開してきたのか、今後、成熟した地域である台湾に向けてどのような取り組みを展開していくのか、また、それはどのくらいの上積みを目指しているのか、それらの見込まれる取り組みは目標に見合うものとなっているのか、それぞれについて見解を伺います。

そして、今紹介した台中市の北海道チャレンジショップについては、さらなる改善が必要であるとも現地でお聞きをしているところであり、チャレンジという言葉が示すとおり、道内企業

が安心して海外市場へ挑戦できる環境づくりが必要であることも承知はしておりますが、北海道側による自己満足にとどまることなく、そもそもの命題である観光客増加に向けた要素も手落ちなく配していただきますよう、要望しておきます。

次に、北海道からの往訪客の拡大について伺います。

北海道から台湾へ訪問している観光客数は、台湾から北海道に訪問していただいている観光客数と比べて、かなりの差がついているのが現実とお聞きをしております。

私は、先月、台湾の外交部を訪ね、張淑玲秘書長と面談することができ、さらなる人的・経済的交流を振興する必要性と、その具体的な政策について議論することができました。中でも、日本から、北海道からの観光客数を伸ばすことについては強い要請があったところであり、その責任を痛感するところでありました。

道が台湾からの観光客数を拡大させていこうとするときに、一方的なプロモーションの効果にはおのずと限界があって、相互的な往来の増加を実現させていかなければならないと考えております。

例えば、台湾への教育旅行の促進支援の拡大や、台湾での「ちょっと暮らし」の推進等も、特色ある政策の一つとなることでしょうか。

そこで、台湾との交流人口の増加へ向けた協力にはどのような取り組みがあるのでしょうか、また、北海道からどれくらいの観光客が台湾を訪れることを想定して取り組んできているのか、伺います。

次に、台湾フェアの実施について伺います。

来年7月に、台湾新聞の主催による台湾フェアが、道庁赤れんが前の北3条広場で開催されることになっているとの情報を得ております。この取り組みについて、その後の継続開催は、北海道からの観光客の拡大にとって大いに有益であるに違いありません。

道民に台湾を知っていただくことや体験していただくことは大切な情報提供となり、単純に台湾に行ってほしいとアピールしても実現は難しく、体験を通して興味を持っていただく上で、この台湾フェアは期待されるところが大きいものと考えております。

道は、このフェアのことを承知しているのでしょうか、また、道として、この取り組みに支援や参加を検討することができないのでしょうか、さらに、今後の継続的な支援について、それぞれ見解を伺います。

最後に、高橋知事の台湾訪問について伺います。

高橋知事は、平成23年10月に台湾を訪問されています。今回、私が台湾を訪問した際にも、非公式ではありますが、高橋知事の台湾訪問を熱望されていることが台湾政府から伝えられたところでもあります。

高橋知事が、多くの台湾の皆さんに向けて、北海道へお越しいただくことを直接要請することは、北海道を愛していただいている台湾の皆さんの心に大きな影響を与えることができるものと確信しております。

高橋知事自身が今任期中に台湾を訪れるお考えはあるのでしょうか、見解を伺います。

私たちが、台湾からの観光客のさらなる増加を見込むときに、これまでどおりのアプローチで、目標の上積みを実現していくことは難しい取り組みであることを知らなければなりません。

私たちは、観光立国を実現していくために、気候、自然、文化、食事という4条件を満たしながら、私たち自身を磨き上げていかなければならないということはもちろんでありますが、過ぎる観光客数の偏った実態がさらなる成長を阻む要素となり得ることを真摯に受けとめなければならないのだと考えております。

人口減少と少子・高齢化による人手不足のさなかにあったとしても、外国人観光客500万人の実現へ向けて、さらにその先を目指さなければならない私たちは、北海道と台湾の間における互惠関係の構築を急ぎ、ともに繁栄をなし遂げなければならないのだと信じております。

高橋知事の台湾訪問をきっかけとして、相互理解と相互交流の促進が実現されるよう要望し、この質問は終わります。

次に、科学技術の振興についてであります。

平成20年に制定した北海道科学技術振興条例では、本道の経済の活性化や道民生活の向上に科学技術が重要な役割を果たすとの理念のもとで、科学技術の振興に努めるとする基本的な考えが示されており、道では、現在、関連施策の総合的、計画的な推進を図るため、新たな基本計画を検討していると伺っております。

近年の科学技術の進歩は著しく、ビッグデータを活用した人工知能の研究や、人工衛星の位置情報を用いた自動運転技術、人の身体的負担の軽減に結びつくパワーアシスト技術の開発など、我々の日常生活や経済活動を大きく変える可能性を秘めた技術の開発研究が国内で活発になっています。

道が、今後、大学や道総研と連携し、科学技術の振興を図る際には、道内の各地域で大きな問題となっている人口減少や、建設、介護、農林水産業などの現場で深刻化している人手不足への対応、道内生産額の80%近くを占めるサービス産業の生産性の向上、さらには、地球規模で進む気候変動の影響で今後も繰り返される可能性が高い災害への対応など、本道が今直面しているさまざまな課題の解決に結びつく科学技術分野の重点化を図る必要があると考えます。

道は、新たな科学技術振興計画の中で、どのような点に重点を置いて、科学技術振興の取り組みを強化していく考えなのか、お伺いたします。

次に、税外諸収入の債権回収についてであります。

先日の総務委員会で示された条例の素案によれば、督促を初め、強制執行等といった司法的な債権回収措置はもとより、債務者の所在不明などで回収が困難な場合の徴収停止や債権放棄などについて規定するとされておりますが、貴重な道民の税金が原資となっている延滞債権の回収に努力を尽くすためには、司法の力を用いた強制執行等のほかに、各部の枠を超えて、延滞債権を一定規模にまとめて、民間の債権回収業者、いわゆるサービサーに回収業務を委託する必要があると考えますが、見解を伺います。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）道見議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、新エネルギーの導入拡大についてであります。エネルギーは暮らしと経済の基盤であり、身近な地域で自立的に確保できるさまざまなエネルギー資源を最大限に活用し、活力ある地域社会の実現に寄与していくことが重要であります。

道といたしましては、エネルギーの地産地消の促進や、地熱、風力といった資源の活用を進めることにより、新エネルギーの導入を一層促進していくことが必要と考えるものであり、新エネルギー導入加速化基金を活用し、先駆的な地産地消のモデルづくりを支援するとともに、その成果を活用した取り組みを全道各地に広げるほか、市町村などの取り組みの段階に応じた、きめ細やかな支援を行うなど、地域や企業の皆様と連携しながら、道内に豊富に賦存する新エネルギーのポテンシャルが最大限に発揮されるよう取り組みを進め、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、台湾からの観光客の拡大に関し、私の台湾訪問についてであります。私は、平成23年10月、台北市立動物園主催のタンチョウ展示オープニングセレモニーにお招きをいただき、御挨拶の中で、その年の3月に発生した東日本大震災に際して、台湾の皆さんから、いち早く、多くの温かい御支援をいただいたことに感謝申し上げたところであります。

また、台湾からは、毎年、さっぽろ雪まつりやYOSAKOIソーラン祭りに参加いただき、北海道からは、毎年、ランタンフェスティバルやタッチ・ザ・ジャパンなどの旅行博に参加しているほか、道内各地において日台親善協会が設立されるなど、台湾との結びつきは広がりを見せているものと認識いたします。

平成28年度の台湾からのお客様は約53万人に達し、来道された外国人観光客の230万人の4分の1を占めるなど、多くの皆様方に北海道観光を楽しんでいただいているところでありますが、私といたしましては、本道と台湾の交流がますます盛んになるよう、より一層の取り組みに努めてまいります。

最後に、次期科学技術振興計画についてであります。道では、これまで、大学等と連携し、本道が有する資源の活用や、優位性の発揮が期待される、食、健康、医療や環境・エネルギーの分野の研究開発などを進めることにより、機能性食品、医薬品、化粧品の開発、再生医療技術の実用化のほか、バイオマス資源の活用などにつなげてきたところであります。

経済社会を取り巻く情勢が大きく変化する中、多様化する地域課題の解決に向け、科学技術の重要性はますます高まっているところであり、道といたしましては、これまでの取り組みに加え、AI、IoTなどの先進技術の利活用を図りながら、農水産業の生産性向上や、医療・介護サービスの省力化、自動走行、衛星データの利活用などの研究開発事業化を進めるとともに、こうした取り組みの基盤となる産学官連携体制の構築や人材の育成確保などについて、関係機関と連携し、本道が抱えるさまざまな課題の解決に結びつけ、未来や世界に発信できるよう、重点的

に取り組んでまいりる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）新エネルギー導入の加速化に関し、初めに、新エネルギーの導入状況などについてであります。本道における平成27年度の新エネルギーの導入状況は、発電設備容量が244万9000キロワット、発電電力量が67億7500万キロワットアワー、熱利用量が1万3979テラジュールとなっているところでございます。

道では、省エネ・新エネ促進条例に基づき行動計画を策定し、新エネルギーの導入拡大に向けた取り組みを進めているところであり、行動計画において、エネルギーの地産地消や大型プロジェクトの実現などにより平成32年度までに導入を目指す新エネルギーの数値目標を設定するとともに、送電インフラの整備や、開発が長期にわたる地熱開発に関する地域の合意形成などの条件整備を進めることにより達成すべき目標を掲げ、その実現に取り組んでいるところでございます。

次に、新エネルギーの賦存量などについてであります。国では、現時点での科学的知見をもとに地域ごとの賦存量を示しており、道では、この調査をもとに、本道に賦存する新エネルギーの量を省エネ・新エネ促進行動計画の中で示すとともに、利用可能なポテンシャルを最大限に生かすことにより達成すべき導入目標をエネルギー種別ごとに掲げ、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう、道民の理解の促進や、取り組みの推進を担う人材の育成、取り組みの段階に応じた支援など、新エネルギーの導入拡大に向け、取り組んできているところでございます。

道といたしましては、現在の行動計画の計画期間が平成32年度までであることから、本道の新エネルギー資源を取り巻く状況をしっかりと把握しながら、行動計画の見直しを行う必要があるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 水産林務部長幡宮輝雄君。

○水産林務部長幡宮輝雄君（登壇）新エネルギー導入の加速化に関し、木質チップの供給量などについてでございます。本道において、紙の製造に利用されないチップや森林内に残された未利用の木材など木質バイオマスは、平成28年度では、発電施設の燃料などに44万立方メートルが供給されております。

道内の森林では、間伐などに伴い、毎年、100万立方メートルを超える未利用の木材の発生が見込まれていることから、本年3月に策定いたしました森林づくり基本計画において、平成38年度に、木質バイオマスエネルギーの原料として、未利用の木材を69万立方メートルを供給することとしております。

道といたしましては、こうした、本道に賦存する豊富な森林資源を最大限に活用するため、森

林内の路網整備や高性能林業機械の導入を促進するなど、木質バイオマスの安定供給を通じた林業・木材産業の成長産業化に取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 経済部観光振興監木本晃君。

○経済部観光振興監木本晃君（登壇）台湾からの観光客の拡大に関しまして、初めに、台湾からの誘客の取り組みなどについてでございますが、道では、これまで、台湾の航空会社などに対する、道内の地方空港への就航も含めた増便の提案や、台湾で開催される旅行博への出展を通じた誘客に努めますとともに、個人旅行客、リピーターの多様化するニーズに対応するため、旅行会社、メディアの招聘による道内各地の魅力やイベントなどの情報発信、台湾で人気があるサイクリング、マラソンといったスポーツ・ツーリズムのプロモーションなどに取り組んできたところでございます。

台湾からの来道観光客は、平成28年度で約53万人となりましたものの、来道外国人観光客500万人という目標に向けては、倍増させていく必要があると考えておりますことから、道といたしましては、誘客促進の取り組みの拡充、加速化を図り、台湾の皆様への旅行意欲を一層喚起するなど、目標の達成に向け、積極的に取り組んでまいる考えでございます。

次に、台湾フェアについてでございますが、このフェアは、台湾新聞社が、台湾の食文化などの魅力を発信し、北海道から台湾への誘客を促進することを目的として、来年7月に札幌で開催する日本台湾祭り2018 in 北海道というイベントと承知しております。

道といたしましては、アウトバウンドの増加がインバウンドの拡大の促進にもつながると考えますことから、今後とも、観光振興機構や、観光振興機構が友好提携を締結しております台湾観光協会など、北海道と台湾の関係機関と連携するなどして、こうしたイベントなどの活用も含め、相互交流の深化に継続して努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）北海道から台湾への訪問客についてでございますが、本道と台湾を結ぶ航空路線は、エバー航空、チャイナエアライン、タイガーエア台湾、スクートの4社に加え、国内の航空会社では、ことし9月にピーチ・アビエーションが週3便の運航を始めたところでございます。

航空会社によりますと、本道から台湾への乗客数は、台湾からの乗客数に比べて少ない状況で推移していると伺っており、安定的に航空路線を発展させていくためにも、アウトバウンドとインバウンドの双方向での交流が重要と認識をしております。

道では、航空会社、旅行会社、経済界等と連携をいたしまして、海外教育旅行支援事業などのメニューを活用し、平成25年度から、高校生や大学生を中心に、台湾への渡航に要する経費に対して支援を行ってきているところであり、今後とも、関係者の皆様方とともに、より多くの道民の皆様が台湾を訪れることができるよう、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇）税外諸収入の未収金対策についてであります。道では、多額となっている未収金の縮減を図りますため、徴収強化期間の設定や回収業務の民間委託、実務担当職員の研修会の開催などに取り組んでいるところでございます。

このような中、現在、検討を進めている仮称・債権管理条例におきましては、債務者情報を関係部署間で利用することを可能とするなど、なお一層の効果的、効率的な債権管理を目指しているところでございます。

道といたしましては、条例の制定により把握ができる、複数の債権を滞納している債務者の状況とか、回収の手法による費用対効果なども検証いたしまして、これらの債権を合わせた催告や訴訟といった手続を初め、複数の債権の効率的なサービサー等への委託を含めまして、新たな徴収対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 道見泰憲君の質問は終了いたしました。

真下紀子さん。

○75番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、通告に従い、知事及び教育長に質問いたします。

初めに、知事の政治姿勢に関して、まず、知事の5選についてです。

高橋知事の誕生から4期15年を経て、知事の5選出馬に注目が集まっています。

知事は、これまで、次の選挙が近くなると、道が補助金を出している団体から依頼を受けたとして、「米チェン」「魚チェン」など、テレビ出演やポスター掲示など、強力な広報活動を旺盛に進めてきました。

先日、NTT東日本のグループ企業が発行し、自宅に届けられた電話帳——タウンページの見開き記事に登場されている知事のお顔を拝見した道民から、なぜこのタイミングなのかと問われましたが、知事の5選に向けた決意なのか、お聞きをいたします。

また、NTTの専属広報誌に載った経緯もあわせて伺います。

道は、グループ企業であるNTT東日本と、情報システム関係だけでも年間で3億円以上の契約を結んでいます。NTT東日本は、道の補助金団体とは違い、入札などにより他の企業と競争する一民間企業です。

グループ企業とはいえ、知事の登場により、優先的地位と誤解されるような道政広報を行うべきではないと考えますが、いかがか、伺います。

これまで、知事は、3期で3回、総額で1億円を超える退職金を受け取っています。

厳しい道財政を理由に、福祉施策を次々と削減し、道民の家計所得は減少し続けています。また、道職員の給与は、高橋知事のもとで、総額で3300億円を超える削減が行われ、JR北海道問題の見通しも立たず、課題山積であり、高い行政効果と言えるのか、疑問が生じます。

高橋知事は、4年の任期ごとの退職金を、4回目も見直さずに受け取るお考えか、伺います。
次に、憲法改定についてです。

全国知事会は、先月、参議院選挙区の合区解消と地方自治の位置づけを規定した憲法改正草案を公表いたしました。

知事は、これに関して、憲法も、時代とともに変えるべきところがあれば変えるべきと、憲法改定に意欲的な発言をしたと報じられていますが、どのような庁内議論や道民的議論を経て賛同に至ったのか、全国知事会での知事の発言の真意とあわせて伺います。

そもそも、地方自治の実現は現憲法の本旨であり、改憲の必要性、必然性、合理性は全くないと考えます。現憲法にのっとり、その実現を図ることこそ、知事の役割ではないでしょうか。いかががお考えか、伺います。

知事は、第2回定例会の我が会派の質問に対して、現行憲法が示す、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義などといった基本的な考え方は、国民の間に広く定着した普遍的かつ重要な理念であり、最大限尊重すべきと考えたと答弁されました。

ところが、今、国会では、まさに憲法の平和主義が根底から脅かされようとしています。

安倍首相は、憲法9条の1項と2項はそのままにして、自衛隊の存在を明文化して書き込む改憲を主張しています。

現憲法は、9条2項によって、武力行使を目的とした海外派兵や集団的自衛権の行使を禁じていますが、2項の後に自衛隊の存在が明記されれば、後法優先の原則により、9条2項は空文化され、海外派兵の歯どめがなくなり、知事が最大限尊重すべきとした平和主義の原則が根底から崩されるのではないのでしょうか。知事はそうお考えにはならないのか、伺います。

次に、米海兵隊の移転訓練の強化についてです。

11月27日から12月7日まで、米海兵隊による実弾射撃訓練が矢臼別演習場で行われています。地元への米海兵隊のブリーフィングで、訓練を午後9時半まで実施するとしていますが、移転訓練の初日から、早速、夜間訓練が行われ、2発の照明弾が発射されています。

道は、地元自治体とともに、夜間訓練の自粛を要請していると承知しておりますが、地元と道の要請が一顧だにされず、夜間訓練が強行されたことについて、知事の認識を伺います。

また、道と自治体の自粛要請にもかかわらず、夜間訓練を強行したことに道は抗議を行ったのか、あわせて伺います。

これまで、オスプレイを初め、道内各地での米軍による軍事訓練が常態化してきました。知事は、沖縄の基地負担軽減が目的だと説明してきましたが、米軍の求めるままに許容すれば、際限なく、訓練の拡大強化につながるのではないのでしょうか。

知事は、米海兵隊による訓練が道民生活に及ぼす影響をどう考えているのですか。知事として、訓練の実質固定化、拡大にきっぱり反対を表明すべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、核兵器の廃絶についてです。

10月、核兵器廃絶国際キャンペーン——I C A Nがノーベル平和賞を受賞しました。

知事も核兵器廃絶を強く願う一人と承知しておりますが、ICANのノーベル平和賞受賞をどう受けとめ、また、日本の被爆者が果たしてきた役割についてどのように受けとめておられるのか、伺います。

知事は、第3回定例会で、核兵器禁止条約についての我が会派の代表質問に、世界の国々や地域が協調して、核兵器のない平和な世界を目指す取り組みと受けとめていると答弁されておりました。

ところが、政府は、核兵器禁止条約への参加を拒否し、ことしの国連総会第1委員会に、禁止条約に全く触れない決議案を提出し、国際的批判を浴びました。

私は、唯一の戦争被爆国として、日本政府が核兵器禁止条約を推進すべきと考えますが、知事が表明した核兵器のない平和な世界を目指すために、具体的にどう取り組むことが必要とお考えか、伺います。

次に、道民生活等に関して、まず、原発推進団体への加盟の是非等についてです。

原発関連企業などで構成し、原発を推進する日本原子力産業協会に道が60年間にわたって加盟している実態をさきの決算特別委員会で我が会派が明らかにいたしました。

原産協会は、北電を初め、電力事業者も加盟する原発推進団体であり、道の加盟は、原発の再稼働は国が明確に判断すべきという道自身の主張とも矛盾するものであり、道の姿勢が厳しく問われます。

一方、我が党の調査で、原子力規制委員会の田中俊一前委員長が、原産協会から、講演等の報酬として2011年度に約29万円を、また、現在の更田豊志委員長も、原産協会の地方支部である関西原子力懇談会から、2003年度から2011年度に委員謝金として約40万円と、協会に加盟する日本原子力発電から、講義報酬として約116万円を受け取っていることが明らかとなっています。知事はこの事実を御存じか、伺います。

原子力の利用と規制の分離をうたう原子力規制委員会設置法に基づく規制委員会の判断が、原発マネーによって影響を受けることがあってはなりません。

しかし、過去のこととはいえ、新旧の規制委員長に原産協会などから原発マネーが流入している実態があり、これでは、規制委員会の審査の独立性、透明性、適正さに疑問を持たざるを得ません。知事の認識を伺います。

また、原産協会は、原発を推進する経産省の元幹部を天下りで受け入れ、事業者からも役員を受け入れるなど、原子力関連の天下りの巣窟とも言えます。

こうした実態を踏まえると、道の協会への加盟に、道民の理解は到底得られるものではなく、日ごろから道民目線と言う高橋知事は、この際、きっぱりと協会からの脱退を決断すべきではないでしょうか、いかがか、伺います。

次に、国民健康保険の北海道単位化と必要な医療についてです。

来年度から道が国保運営を担うことになり、道は、市町村に対して、2024年度を目標に、保険料水準の統一を目指し、決算補填等を目的とする法定外繰り入れは、計画的、段階的に解消に取

り組む必要があると通知し、さらに、これまでの赤字解消計画の策定も求めています。

このたび、道は、医療費の推計をもとに、国からの約1600億円の交付金を含めて、市町村ごとの納付金を算定しました。

多くの市町村では、納付金をもとにした市町村の負担が減額となると喧伝されておりますが、道単位化による保険料の上昇や、市町村ごとの繰り入れが継続されるのか、各種軽減措置は維持拡充されるのか、収納率が上がらないと無理な取り立てがなされるのではないかなど、不安が寄せられています。

また、市町村からは、来年度予算の編成に間に合うかとの切実な声も上がっています。

知事は、必要な医療を必要な人が受けられる国民皆保険制度の根幹としての国民健康保険制度に対し、どう向き合い、どのように責任を持っていくのか、まず伺います。

市町村の保険料収納率は90%前後となっており、納付金算定額は収納率を勘案していない数字ではありませんか。100%の納付金を納めるためには、収納率が100%に達しない場合、市町村は納付金を保険料に転嫁せざるを得ません。

道は、市町村の判断による一般会計からの繰り入れを解消し、標準保険料率に近づけるとしています。しかし、法定外繰り入れを認めていかなければ、半数を超える自治体で、1人当たり保険料がこれまでよりも増加することが見込まれるのではないですか。

道は、現在でも高過ぎる保険料がさらに増加することに対し、どう対応していくのか、伺います。

納付金の推計が示されましたが、道民の最大の関心事は、保険料が今以上にふえていくのではないかということです。

増加する医療費のために、納付金水準も上がることになるのではありませんか、今後の見通しを伺います。

道は、市町村に対し、6年後までに赤字を解消する計画を12月上旬までに示すように求めています。交付金の配分、医療費の推計なども決まっていない中、どこまで見通すことができるのか、疑問であり、赤字の解消に6年間という期限を設けては、保険料に大きくはね返ることとなると考えますが、その認識と対応について伺います。

次に、障がい者施策についてです。

道は、来年の第1回定例会に、仮称ですが、北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例と、北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例の提出を予定していると承知しております。

障がい者の意思疎通を目的とした条例と、手話を言語として位置づけた条例が二つ一緒に提出されることに大きな意味があると考えます。

知事は、二つの条例の制定を行うことでどのような効果が期待できるとお考えか、伺います。

道は、手話通訳者を非常勤職員として雇用しており、また、各振興局には、補助事業として、外部団体の協力により通訳者が配置されています。

手話が言語であることの認識を深めてもらうためには、これらの手話通訳者の役割がますます重要になるとともに、手話通訳者の裾野を拡大する必要もあると考えます。

道として、言語としての手話の認識を道民の皆さんに深めてもらうために、今後、どう取り組むのか、伺います。

J R北海道において、旭川—札幌間で運行する特急ライラックに車椅子で乗車する際、あらかじめ予約していたにもかかわらず、車椅子専用席がないという理由で、デッキでの乗車とされたことが確認されました。

J R北海道は、特急乗車券では客車内に乗せない、指定席料金を払わなければデッキでの乗車となる、1駅など近距離利用はデッキで対応するとしていますが、厳しい冬を迎え、余りに人権を無視しているのではないのでしょうか。

バスやタクシーは、近距離であっても、車椅子利用者に対し、追加料金なしで親切に対応しているし、それは当然だとドライバーの方からお聞きしました。パラリンピック開催誘致を提案されている知事として、車椅子利用者の交通機関の利用についてどうお考えでしょうか。

また、J R北海道に、ハード、ソフトの両面で対応を求めるとともに、国に対しても、改修費用の補助などを求めることが必要だと考えますが、いかがか、伺います。

次に、J R北海道問題についてです。

J R北海道が、単独では維持困難とされる路線を発表してから、1年が経過しました。

問題の根源は、国からの経営安定基金の運用益が当初の予定から大幅に落ち込み、J R北海道の経営が破綻しかけていることにあります。国策として行ってきた鉄道政策と低金利政策のツケであり、国の責任は二重に重大です。

石井啓一国土交通大臣は、金利の変動は想定できたこと、経営努力で対処するのが基本だと、国の責任など全くないかのような姿勢であり、地方切り捨てを平然と行うかのような態度は断じて容認できません。

知事は、石井国交相の姿勢をどう評価されるのか、伺います。

毎日新聞が行った道内衆議院選候補者アンケートによりますと、J R北海道の、「一部区間の廃止はやむを得ず」と答えた当選者は、4区と7区の自民党議員のみでした。圧倒的多くは、全路線の維持と、より抜本的な見直しを求めています。これこそが選挙結果で示された民意ではないのでしょうか。

知事は、総選挙で示された結果は、鉄路の存続を求める声や、より抜本的な見直しを求める道民の声が示されたものとお考えにならないのか、伺います。

知事は、国に支援を求めると言いながら、いまだ、鉄路を守るという明確な意思表示もせず、どの程度の支援が必要なのかも明確にしていません。これで、どうしてスピード感を持って取り組むと言えるのでしょうか。

1年が経過しても、なお、鉄路の存続について具体的な方向性を示さない知事自身の責任についてどう認識しているのか、伺います。

また、市町村と一体で国への抜本的支援を求めるに当たり、具体的な提案を、いつまでに、どのように行うお考えか、伺います。

次に、公共事業の見直し等についてです。

我が会派では、これまで、大型開発型の公共事業に関し、多くの問題点を指摘し、厳しく見直しを求めてきました。

さきの第3回定例会では、2010年度に国から移譲された開発道路のうち、道道美唄富良野線が2017年度の公共事業再評価の対象となり、その見直しの必要性を指摘しましたが、評価結果では継続とされたところです。

しかしながら、当該事業は、事業効果、いわゆるBバイCが1に達するどころか、0.73と一層低下していることがわかり、政策評価委員会でも厳しい意見が出されたところですが、このことについてどのように受けとめているのか、伺います。

サンルダムの建設について、知事は、昨年、31億円もの増額を伴う基本計画変更に同意されました。その際、「今後、総事業費の増額を行わないこと。」という知事意見を付していましたが、知事は、御自身の意見を忘れたかのように、今定例会に、32億円にも上る増額変更に同意したいとする意見を提案されました。

知事意見の重みをどのように理解され、実行しているのか、伺います。

国直轄事業負担金について厳しい姿勢で臨むと、かつては威勢よく豪語されていた高橋知事ですが、見せかけだったのでしょうか。32億円もの増額に関し、国からの説明をどう受け、検証され、納得し、提案に至ったのか、御説明願います。

最後に、教育問題についてです。

教職員が組織する職員団体の実態調査について伺います。

文部科学省は、教職員の組合等の職員団体への加入状況に関する調査を昭和33年から行っており、道教委からも、道内全体の加入者数を回答していると承知しております。

聞くとところによりますと、道教委での調査手法は、調査票を各学校長宛てに親展で送付し、学校長みずからが考える加入者数を回答させているとのことでした。

国が言う、教職員団体の実態把握という調査理由も曖昧であり、本調査自体の必要性にも疑問を持たざるを得ません。

しかし、それ以上に問題なのは、そうした調査のあり方です。

この手法では、本人の知らないところで、学校長が、教職員一人一人を組合加入のいかんをもって選別する作業を行うことになり、学校長の中で、差別、選別など、何らかの心証が形成されることになり、場合によっては、人事面などで本人に不利益が生じることにつながるおそれもあると考えざるを得ません。

調査手法の考え方と妥当性について、教育長の認識を伺います。

実際に不利益が生じることがあってはならないのは当然です。少なくとも、誤解が生じないような手法に見直すことが必要ではないでしょうか。

組合の加入人数を把握したいのであれば、厚生労働省が行っている労働組合基礎調査のように、職員団体に直接照会する手法に見直すことで、個人の特定や選別といった要らぬ心配もなくなると考えますが、教育長の見解を伺います。

道教委では、教職員の組合への加入状況について、文部科学省からの調査への回答を目的としたもの以外にも、事もあろうに、実に人事協議の場において、異動対象者に関する組合への加入状況を各学校長から聞き取りを行っていると聞きましたが、事実でしょうか。

事実とすれば、個人調書にも記載する必要がないことを人事協議の場において確認している目的を伺います。

また、どのような調査手法で行われ、集めた情報はどのように取り扱われているのか、具体的にお示してください。

本来、組合への加入は、個人の自由であり、憲法に定められた基本的人権です。組合に加入しているか否かをもって何らかの制約を受けるものでないことは当然のことです。

しかし、加入状況について、こちらの調査も、本人の知らないところで、ましてや人事協議の場において、学校長による確認が行われているということは、組合への加入のいかんが人事異動の判断材料の一つになっていると言われても仕方がないのではないのでしょうか。教育の場においてあるまじき事態です。

この際、不利益につながるわけではないとの言いわけをやめて、こうした手法はきっぱりと見直すべきではないかと考えますが、教育長の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、広報媒体の活用についてであります。道では、これまでも、さまざまな媒体を活用して、防災に関する普及啓発に努めてきたところであり、このたびのタウンページの記事についても、道と包括連携協定を締結しているNTT東日本北海道の御協力のもと、昨年の熊本地震や本道の台風被害を受けて、防災特集を掲載したいとの御提案をいただき、道民の皆様の防災意識を高める必要性などを勘案し、お受けしたところであります。

次に、特別職の退職手当の取り扱いについてであります。特別職の退職手当については、学識経験者等で構成する特別職報酬等審議会からの答申等を踏まえ、条例で定めているところであり、平成18年4月から25年3月までは、道の財政状況等を踏まえて10%減額し、25年4月からは、一般職の退職手当の引き下げ等も踏まえ、支給水準を15%減額したところであります。

今後とも、退職手当の取り扱いについては、審議会からの答申や道民の皆様方の御意見なども含め、総合的に判断をしてまいります。

次に、憲法の地方自治に関する規定についてであります。平成28年の参議院選挙において、4県を対象に、憲政史上で初の合区による選挙が実施されたことを機に、全国知事会においては、合区の解消や、憲法の地方自治に関する規定の明確化などの研究に着手し、先般、ワーキン

グチームにより、憲法改正草案などを含む報告書が取りまとめられ、引き続き検討が進められているところであります。

私も、全国知事会の場において、合区の解消に関する決議についての議論に際しては、全国知事会の総意として決議すべき旨、発言しておりますが、国全体が人口減少という大きな流れの中であって、住民の福祉の向上や地域の発展のためには、地方自治の充実が不可欠と考えるところであり、今後とも、憲法改正草案など、地方自治のあり方について議論をしまっている考えであります。

次に、憲法の平和主義についてであります。私といたしましては、現行憲法が掲げる、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という基本的な考え方は、今後とも最大限尊重すべきものである一方、制定から70年余りが経過し、国内外の社会経済情勢の変化に応じて、憲法の見直しを行うことはあり得ると考えるものであります。

憲法をめぐることは、さまざまな御意見があることから、国会において十分に議論を深めていただくことはもとより、幅広く国民的議論を尽くすことが重要であると考えます。

次に、道内における訓練についてであります。本年8月の日米共同訓練や、今回の矢白別演習場における実弾射撃訓練については、訓練活動に伴う沖縄の負担軽減に寄与するものであると受けとめているところであります。

私といたしましては、本道で実施されるいかなる訓練においても、道民の皆様の安全、安心が確保されることが何よりも重要であり、国において安全管理の徹底が図られる必要があるものと考えているところで、訓練の実施に当たっては、道民の生活に不安や支障を与えることがないように、国に対し、最大限の配慮を要請しているところであります。

次に、核兵器の廃絶についてであります。私といたしましては、核兵器のない平和な世界の実現を切に願うものであり、被爆者の方々の、核兵器廃絶に向けた長年の努力に対して敬意を表するとともに、今回、核兵器廃絶国際キャンペーン、いわゆる I C A N の取り組みがノーベル平和賞を受賞したことは、国際社会で、核軍縮・不拡散に向けた認識の広がりにつながるものと考えているところであります。

次に、核兵器の廃絶に向けた取り組みについてであります。核兵器のない平和な世界の実現に向けて各国が議論を続けている中、我が国の基本的な立場は、核兵器の非人道性に対する正確な認識や、厳しい安全保障環境に対する冷静な認識に基づき、核兵器国と非核兵器国との協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが不可欠であるというものと認識いたします。

私といたしましては、核兵器のない平和な世界の実現に向けて、世界の国々や地域が協調しながら、引き続き取り組みを続けていくことが重要と考えます。

次に、原子力産業協会に係る今後の対応についてであります。当協会は、原子力の平和利用の促進に向け、原子力事業の当事者ではない第三者としての立場を基本に、さまざまな活動に取り組んでいるものと承知をいたします。

道といたしましては、協会の事業を通じた情報収集は、道の原子力安全対策等の推進に有益と考えているところであり、今後とも、入会の必要性を不断に検討しながら、適切に対応してまいります。

次に、新たな国保制度についてであります。道では、来年度からの国保の都道府県単位化に向け、市町村などと協議を重ね、道内の国保運営の統一的な方針となる国保運営方針を策定したほか、市町村での移行準備や地域の理解の促進のため、全道各地で市町村との意見交換を重ねるなど、制度の円滑な移行に向けて、きめ細やかな対応に努めているところであります。

私といたしましては、医療を必要としている方がいつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、道が主体となって、市町村や国保連合会、医師会などと連携し、道民の健康を守るセーフティーネットである国保制度を将来にわたり安定的に運営してまいる考えであります。

次に、意思疎通支援条例等についてであります。このたび、有識者や障がい当事者の方々に委員を務めていただいております意思疎通支援部会の総意に基づき取りまとめられた提言を踏まえ、障がいのある方々の円滑な意思疎通の確保を図るとともに、道民の皆様方に、言語としての手話に対する理解を深めていただくため、二つの条例素案を取りまとめたところであります。

私といたしましては、全国に先駆けて、この二つの条例を同時に制定することで、障がいのある方々の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消し、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が共生する暮らしやすい社会の実現に向け、道民の皆様方と一緒に取り組む契機としたいと考えているところであります。

次に、J R北海道に関し、国の支援についてであります。国土交通省においては、これまで、J R北海道に対し、経営基盤の強化や安全対策を目的に、数次にわたる支援を行ってきたところでありますが、J R北海道が、利用者の減少や経営安定基金の運用益の長期低迷、さらには近年の安全投資の急増などにより、極めて厳しい経営状況に置かれている中、J R北海道の経営努力の必要性について認識を示したものと考えるところであります。

道といたしましては、危機的な状況にあるJ R北海道の経営再生に向けては、J R会社法に基づき、経営に対する強い権限を有する国が中心的な役割を担う必要があると考えるところであり、引き続き、実効ある支援が講じられるよう、国に求めてまいります。

次に、J R北海道に関する道の取り組みについてであります。道では、これまで、鉄道網の持続的な維持に向け、国への支援要請や、交通政策に関する新たな指針づくりとともに、地域づくりと一体となった交通体系のあり方について、関係市町村の皆様とともに、丁寧に議論を積み重ねてきているところであります。

道といたしましては、地域の検討協議の状況も踏まえながら、新たな指針の原案を年内に取りまとめるなど、策定に向けた検討を急ぐとともに、地域での検討協議の場において、有識者も交えながら、さまざまな情報の提供や、実情を踏まえた取り組みの提案を行うなど、沿線自治体とともに、最適な公共交通ネットワークのあり方に関する議論を加速させてまいります。

また、国の支援については、今後、関係機関と連携しながら、実効性のある方策が着実に講じ

られるよう強く求めてまいります。

次に、サンルダムについてであります。今回、国から示されたダムの基本計画の変更に対しては、昨年の経緯を踏まえ、変更内容を厳しく精査の上、意見を付すこととしたところであります。

このたびの総事業費の増額については、国が設置した、外部の有識者による工程コスト検討委員会場で審議され、管理用通路の延長を短縮するなどの最大限のコスト縮減を図った上で、工事の実施に伴い明らかとなった透水性の高い地質への対応や、平年を上回る降雨の影響による地下水の上昇への対策など、やむを得ないと判断いたしましたところであります。

サンルダムは、地域住民の方々が安全で安心して生活するために重要な役割を担うとともに、地元から早期完成を強く要望されていることを踏まえ、道として、今回の基本計画の変更に同意する意見案を議会に提案いたしているところでございます。

最後に、サンルダムに関する国からの説明などについてであります。このたびのダム基本計画の変更に当たっては、事業者である国から詳細な聞き取りを行うとともに、資料提供を通じて、変更内容などについて厳格に精査を行ったところであり、総事業費の算定については妥当なものとして理解をするものであります。

また、事業の実施に対しては、昨年につき増額となったことを踏まえ、今後、総事業費の増額を一切行わないことや、徹底したコスト縮減を行い、総事業費の圧縮を図ることに加え、十分な情報提供を行うことなどとする意見を付して同意しようとするものであり、この内容に沿った取り組みが確実に実行されるよう、強く国に申し入れてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）道政広報などについてであります。道では、さまざまな広報媒体を活用し、効果的な広報活動に努めてきておりますが、民間企業などから、広報、情報発信に関する協力要請を受けた際には、その企業や使用する媒体の公益性を初め、要請内容が道政の推進にどの程度資するものかといった点を総合的に勘案し、判断しているところでございます。

また、契約業務等に関しては、法令等にのっとり適正に執行しており、今後とも、公平公正な行政の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）まず、米軍の射撃訓練についてであります。この訓練は、沖縄の負担軽減を図るため、平成9年から、矢白別演習場を含め、沖縄県外の5カ所の演習場において分散実施されているところであり、沖縄で行われていた訓練と同質、同量の範囲を超えることはないと言われていたところであります。

今回の訓練の実施に当たり、道では、地元4町とともに、北海道防衛局に対し、夜間の実弾射撃訓練の自粛と、夜間訓練を実施する場合であっても、午後9時30分までには終了するなど、道民の皆様の生活に不安や支障を与えないよう、要請してきているところでございます。

また、先月27日に夜間訓練が実施されたことから、道といたしましては、改めて、翌28日に、道防衛局に対し、地元の意向を十分尊重するよう、要請を行ったところでございます。

次に、原子力規制委員会の委員についてであります。道といたしましては、田中前委員長並びに更田委員長の報酬等の状況について把握する立場にはありませんが、平成24年9月に設置された原子力規制委員会の委員長及び委員については、国民の疑惑や不信を招くことがないように、原子力規制委員会設置法に基づき、原子力事業者等からの寄附金額等が公表されるなど、中立公正な立場として、国会の同意を得て任命されているものと承知するところであります。

最後に、原子力規制委員会の審査についてであります。原子力規制委員会につきましては、原子力利用の推進と規制を分離し、規制行政を一元的に担うため、国家行政組織法第3条に基づく、独立性の高い組織として設けられたものでございます。

また、当該委員会は、平成28年1月にIAEAがまとめた、各国の規制機関や原発の検査などを評価する報告書におきまして、委員会の高い独立性及び透明性が評価をされているところでございます。

道といたしましては、原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、こうした独立性、透明性の高い規制委員会におきまして、最新の知見を反映した基準に基づき、厳正な審査を行っていただくことが重要と考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇） まず、国民健康保険の北海道単位化に関し、保険料水準についてでございますが、道では、新たな国保制度への移行に当たり、加入者の負担を全道で公平にする観点から、保険料水準の平準化を目指すことといたしているものの、加入者負担の著しい上昇を緩和するため、市町村の負担額が増加する場合には、激変緩和措置を講ずることとしたところでございます。

市町村におきましては、こうしたもとの、保険料が著しく上昇することのないよう、赤字解消のための法定外繰り入れなど、必要な措置を行う団体もあるものと考えておりまして、それらにつきましては、段階的な解消を検討することが必要と考えております。

次に、納付金の将来見通しについてでございますが、加入者の高齢化や医療の高度化などにより、今後も、1人当たり医療費は増加していくと推計される一方で、納付金水準の見通しにつきましては、医療費支払い財源に占める国などの公費の状況や、加入者の所得の動向など、さまざまな要因がありまして、健康づくりや疾病予防を通じた医療費適正化などに、これまで以上に取り組むことが必要と認識しております。

このため、道といたしましては、国の財政支援を有効に活用いたしますとともに、市町村など

と連携し、加入者の健康づくりなどに取り組むことで、可能な限り納付金水準の抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に、市町村の赤字解消計画についてでございますが、決算補填等を目的とした一般会計からの法定外繰り入れなど、市町村の国保特別会計の赤字につきましては、激変緩和措置の期間を参考に、6年以内を基本として、段階的な解消に取り組むことを、市町村と協議の上、国民健康保険運営方針に定めたところでございます。

道といたしましては、この段階的な解消を進めるに当たりまして、保険料負担の急激な増加は望ましくないと考えておりまして、市町村における赤字解消計画の策定に当たりましては、市町村と認識を共有しながら、収納率向上対策など、さまざまな取り組みとともに、実情に応じた年次設定となるよう助言をしてまいる考えでございます。

最後に、障がい者施策に関し、言語としての手話の認識の普及についてでございますが、手話が、日本語とは異なる独自の体系を持つ言語として尊重されますとともに、手話をみずからの言語として使用しやすい環境を確保するためには、道民の皆様に、手話が言語であることの認識を深めていただくことが大変重要であると考えております。

今後は、手話通訳者を設置いたしております市町村のさらなる拡大や、より多くの手話通訳者の養成確保に取り組むとともに、市町村、手話通訳者の関係団体等と連携を図りながら、大会やイベントなど、さまざまな通訳を行う機会のほか、手話サークルなどの習得の場を通じて、道民の皆様に、手話が言語であるとの認識を広げてまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）最初に、障がい者施策に関し、交通機関のバリアフリー化などについてでございますが、高齢者や障がい者の方々などの自立した社会生活を確保するためには、交通機関のバリアフリー化を推進していくことは大変重要な課題と認識してございます。

J R北海道によりますと、いわゆるバリアフリー法に基づき、特急列車には車椅子専用席を設けているところではありますが、専用席が設置されていない普通列車もありますことから、特急列車の指定席の満席時や近距離利用時などには、デッキの利用を余儀なくされる場合もあるとのことであり、J R北海道におきましては、公共交通機関として、利用者の立場に立って対応していくことが求められていると考えてございます。

道といたしましては、これまでも、国に対し、事業者への支援の充実強化を求めてきているところであり、引き続き、車両のバリアフリー化が促進されるよう、国に対して求めますとともに、障がいを持つ方々の利便性及び安全性の向上に向けた取り組みの推進について、J R北海道に強く働きかけてまいります。

次に、J R北海道の事業範囲の見直しについてでございますが、御指摘のアンケート調査におきましては、「全路線の維持が必要」、または、「より抜本的な見直しをすべきだ」と回答され

る方が多かったほか、持続可能な交通体系の構築を目指すべき、国も必要な支援を行うべきといった、さまざまな意見があったものと認識をしております。

J R北海道の経営再生と鉄道網の持続的な維持に向けましては、J R北海道の徹底した自助努力を前提といたしまして、国の抜本的な支援と、地域の実情に応じた方策が一体的に講じられることが重要と考えております。

道といたしましては、J R北海道に対しては徹底した自助努力を、国に対しては実効ある支援を求めてまいるとともに、道と沿線自治体が一体となって議論を加速させ、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向けて、より一層積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 建設部長渡邊直樹君。

○建設部長渡邊直樹君（登壇）道民生活に関しまして、道道美唄富良野線についてでございますが、先月開催された政策評価委員会では、事業費の増加及び事業期間が延伸となったことにより、費用対効果、いわゆるBバイCが低下していることを懸念する御意見もあったところですが、代替道路の確保による地域の安全性の向上や、新たな観光ルートの創出など、便益に含まれない事業効果も見込まれますことから、継続実施することが妥当との審議結果になったところでございます。

また、この路線につきましては、周辺自治体から早期完成に強い期待が寄せられておりまして、特に地元の美唄市では、昨年、今後の開通を見据え、芦別市や富良野市などを結ぶ新たな観光ルートを含めた、地域の活性化に向けた計画を策定していることなどから、道といたしましては、事業を継続することとし、今後とも、政策評価委員会からの御意見を十分に踏まえ、効率的、効果的な事業の執行に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）真下議員の御質問にお答えをいたします。

教育問題に関し、まず、教職員団体に関する実態調査についてでございますが、文部科学省では、教職員団体の実態を把握し、文教行政上の基礎的資料とするため、昭和33年度から、都道府県及び政令指定都市の教育委員会を対象に、教職員の組織する職員団体の実態調査を毎年実施し、職員団体ごとに、職種、学校種別の人数を把握しているところでございます。

道教委では、各教育局を通じ、道立学校及び各市町村教育委員会に対し、各校長への照会は親展文書とし、校長が個々の職員に聞くことなく、わかる範囲で人数のみを報告させるなど、職員の個人情報の管理に十分留意した上で調査を実施しているところでございます。

次に、実態調査のあり方についてでございますが、道教委では、国の教職員団体に関する実態調査に当たっては、職員の個人情報の管理に十分留意することはもとより、今後、都府県における対応等について調査を行うとともに、職員団体に対して、情報の提供等について協力を求めて

まいりたいと考えております。

次に、人事協議についてでございますが、道教委では、人事異動に当たり、異動候補者の状況を詳しく把握し、全道的な視野と長期的展望に立って、適材適所を基本とした異動を進める目的で、人事担当者と道立学校長が協議を行っており、その中で、生徒指導、進路指導等の校務分掌の経験や、部活動の指導状況などの教職経験に関する事項に加え、家族の健康状況や、子どもの進学等、将来の見通しのほか、職員団体への加入の有無などについても聞き取りを行ってきたところでございます。

こうした聞き取りの内容につきましては、人事異動における教職員の関連情報の一部として把握をいたしてきたところでございます。

最後に、人事協議での聞き取りの内容についてでございますが、道教委といたしましては、これまで人事異動の協議に際して聞き取りを行ってきた、職員団体への加入の有無については、誤解が生じることはあってはならないことから、今後、見直しを行ってまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 真下紀子さん。

○75番真下紀子君（登壇・拍手）知事、教育長から、それぞれ答弁いただきましたが、以下、指摘を交え、再質問をいたします。

まず、知事の5選についてです。

知事選を前に、NTT東日本の専属広報誌であるタウンページへの登場や、道と契約関係にある企業での広報は極めて異例です。言うまでもなく、行政契約にそんなくを持ち込むようなことは、知事4期目といえども、あってはなりません。道と契約企業とのあり方に誤解を生じてはなりません。

また、知事は、5選に関し、直接の答弁を避けましたけれども、私よりふさわしい人がいればと発言をされていると承知しております。でも、いないのじゃないか、これが本音ではないかという声が道民から寄せられました。

まるで、知事という職が自分のものであるかのような上から目線がきわまるという道民の声が寄せられまして、イエローカードを届けてほしいと言われたので、知事にお伝えをしておきます。

退職金についてです。

退職金は、首相の場合、4年間務めたとしても524万円で、最高裁判所長官は、4年換算で2000万円弱となっています。支給割合を引き下げたとはいえ、1期で3000万円を超える退職金を同じ人物が4度も受け取る例は道政史上初めてであり、見直しを提案するものです。

首長の意向によって、退職金の100%不支給を実施した例もあり、知事御自身から特別職報酬等審議会に見直しを申し出ることを求めています。

憲法改定についてです。

総選挙前の世論調査でも、道民の大きな関心事は、社会保障や雇用に向けられ、憲法改定は大

きな関心事に浮上せず、知事御自身も、改憲以外に、地方自治についても、これまでほとんど言及されたことはございません。いかにも唐突です。

京都学園大学の木藤伸一朗教授は、全国知事会の改憲草案は、安倍政権の改憲発議に向けた拙速な動きを促進する役割を果たしていると述べ、改憲議論の呼び水とも言える動きに警鐘を鳴らしています。

現憲法を守る知事に求められるのは、現憲法にのっとなって、地方自治への惜しみない努力を傾注することであり、道民的な深い議論もなく、高橋知事が明文改憲に拍車をかけるようなことは慎むべきであると厳しく指摘しておきます。

米軍の移転訓練の強化についてお聞きします。

まず、知事は、矢臼別演習場の周辺で暮らす住民の不安の声、生活と生業への支障の声を直接聞いたことがあるのか、伺います。

また、この間、県道越え射撃訓練がなくなったとはいえ、沖縄では、オスプレイなどの墜落や、沖縄の米兵による犯罪が続発し、負担軽減などと言える事態でないことは明らかではないかと考えますが、知事はどう受けとめるのか。知事が、沖縄の負担が軽減されると言う根拠とあわせてお示してください。

次に、原子力規制委員会と原発マネーの流入についてです。

私は、かねがね、原発の利用と規制は分離されるべきと主張しており、危機管理監の答弁と同様、原子力規制委員会は、独立性、透明性が高く保たれなければならないと考えます。

ところが、知事が把握する立場かどうかにかかわらず、原子力産業協会などから新旧の原子力規制委員会委員長に原発マネーが流入していることは、国会に報告されている事実であります。

ほかにも、2014年に委員に就任した田中知東大大学院教授は、原産協会の理事を務め、原子力事業者、関連団体から760万円を超える寄附や報酬を受けていました。つまり、原発マネーは委員長以外にも流入していたということです。

これで、規制委員会に求められる独立性と透明性にいささかの疑念の余地もないと言えるのでしょうか。泊原発に関する審査の適正さに道民から疑問が生じるのは当然ではありませんか。

知事は、それでも、全く問題はない、原発再稼働の判断を委ねるに足るとお考えか、お答えください。

原産協会の構成と加盟の是非についてです。

原産協会は、原子力事業の当事者ではない第三者としての立場を基本に活動されていると、知事は胸を張って答弁されましたが、原産協会の加盟団体は、関電、東電等を初め、原子力事業者そのものと、関連企業・団体がほとんどです。

北海道では、泊原発を持つ北電を初め、北電総合設計、北海道パワーエンジニアリング、北海道計器工業、北海道レコードマネジメントのグループ企業4社が原産協会に加盟していると聞きますが、事実でしょうか、お答えください。

その上で、知事が答弁された第三者としての立場にはほど遠い、まさに原子力推進団体だと認

識されないのか、お答えください。

次に、国民健康保険に関して、まず、市町村独自の負担軽減策についてです。

このたびの納付金の算定に当たり、道においては、応益割の比率が国の基準よりも高くなっており、将来的には引き下げる方向であるとはいえ、低所得層の負担が重くなります。

また、これまで、市町村は、低所得層や子育て世帯の保険料や窓口支払いの負担軽減策を行い、被保険者が支払い可能な保険料に近づけようとしてきましたが、今回の制度移行によって、この廃止を検討している市町村もあると聞いており、市町村と住民の努力が無にされかねない事態に直面しています。

予期せぬ保険料の上昇によって低所得層の負担が重くなり、生計費に割り込むような過度な保険料となり、必要な医療が受けられなくなることが大いに懸念されるところです。こうした事態は絶対に避けなければなりません。

道として、市町村独自の負担軽減策への対応をどうするのか、知事に伺います。

そもそも、国保事業の赤字の原因は、国の負担割合を減らし、子どもの医療費助成事業を初め、地方が改善を図ってきた地方単独事業に対する地方調整交付金を減額し、国がペナルティーを課してきたことにもあると言えます。それを保険料だけで返済させるということは、まさに国の責任放棄です。

高齢化に伴う医療費の増加も見込み、国の財政負担の増額は不可欠と考えますが、知事は、地方自治の立場に立ち、国にしっかり求めることができるのか、お答え願います。

J R北海道問題について伺います。

知事は、鉄道の路線維持について、方向をいまだ示すことなく、新たな指針の原案を年内にも策定しようとしています。果たして可能なのでしょうか。疑問は払拭できません。どのように整合性をとっていくのか、御説明ください。

開発道路の見直しについてです。

道道美唄富良野線の事業は30年にも及び、道道への移譲後の総事業費の増額分だけで127億円と、既に当初予算の2倍を超えています。さらに、事業効果が格段に低いことは大問題ではないでしょうか。

道財政の収支不足を強調する知事のもと、政策評価委員会での厳しい指摘も踏まえ、道事業として、みずからの判断が可能な旧開発道路は、時代の変化も見きわめて、中止を含めた事業縮小などの選択が必要と考えますが、改めて伺います。

サンルダム等の見直しについてです。

国直轄事業負担金の大幅な増額を唯々諾々と受け入れては、地方自治とはかけ離れた財政運営と言わざるを得ません。

直轄ダムは、現在、サンルダムを含め、4ダム、3事業が継続しています。

「今後、総事業費の増額を行わないこと。」という知事意見をこれまでも提出していますが、この三つのダム事業では、当初計画から、一体、総額で幾らの増額となっているのか、お示し願

います。

知事は、増額に伴う基本計画の変更に当たり、「今後、総事業費の増額を行わないこと。」という知事意見を何度も付して議会に諮ってきましたが、一向に守られない事態であり、簡単に翻すような知事の意見は形だけと映ります。どのような言いわけをなされるのでしょうか。知事意見というのはそれほど軽いものなのでしょうか。それとも、議会を軽視しておられるのか、知事の見解を伺います。

最後に、教育問題についてです。

道教委は、文科省の調査依頼に対し、60年近くも前から、学校長などを通じて、幼稚園、認定こども園を初め、全ての公立学校の教職員を対象に、職種別に、また、日教組、全教、日高教右派、自治労などの組合別に細かく調査をしていたことは、基本的人権である自由な組合活動を差別、選別するような先入観を醸成することにつながり、思想調査と言われても抗弁できない事態と言えます。

さらに、人事異動の対象者に関する人事協議において、校長を通して教職員に知らせることもなく、教職員の組合加入のいかんを調査していたことが明らかになりました。不当労働行為に当たりかねず、子どもたちに基本的人権の尊重を教育する現場に全くそぐわない行為ではありませんか。

今回、道教委が二つの調査の見直しを表明したことで、今後、教育現場で管理職と教職員の信頼関係を再構築し、自由で民主的な組合活動を保障する契機となるよう指摘しておきます。

以上、再々質問を留保し、再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、米軍の訓練などについてであります。矢臼別演習場における訓練は、沖縄県の負担軽減を図るため、平成9年以降、地域の理解と信頼のもとに実施されてきているものと認識をいたします。

いかなる訓練においても、地元自治体や地域住民の安全、安心を確保の上、事故等はあってはならないと考えるものであり、道では、訓練の実施に当たって、地元4町とともに、北海道防衛局に対し、事故の防止や安全管理の徹底、規律の維持など、地元の意向を十分に尊重するよう要請してきているところであります。

次に、原子力規制委員会等についてであります。規制委員会は、法律に基づき、独立性の高い組織として設けられたものであり、委員は、専門的知見に基づき、中立公平な立場として、国会の同意を得て任命されているものと承知いたします。

私といたしましては、原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、こうした独立性、透明性の高い規制委員会において、基準に基づく厳正な審査が行われるとともに、国が責任を持って安全性やエネルギー政策上の必要性などに関する説明を行うべきと考えるものであります。

次に、原子力産業協会についてであります。当協会は、道内では、北電やその関連企業な

ど、原子力に関連する企業に加え、金融機関、マスコミ、大学、研究開発機関、原発等が立地する関係自治体など、多様な団体、機関の会員で構成されているところであり、原子力の平和利用の促進に向け、さまざまな活動に取り組んでいるものと承知をいたします。

次に、国保に関し、まず、市町村の保険料軽減策についてであります。新たな国保制度への移行に当たり、加入者の負担を全道で公平にする観点から、保険料水準の平準化を目指すこととしているものの、道といたしましては、段階的な平準化を進めるに当たり、市町村において、保険料の急激な増加を抑制するため、保険料を決定する際に、必要な措置を行う団体もあるものと考えているところであります。

次に、国の財政負担についてであります。平成30年度からの新たな制度への移行に当たり、昨年、国と地方の協議の場において確約された、総額で毎年度1700億円の国の財政支援が確実に実行される必要があります。

また、今後とも、道といたしましては、必要に応じ、低所得者対策など、加入者負担の軽減やさらなる財政基盤の強化について、全国知事会などとともに、国に対して強く求めてまいります。

次に、JR北海道に関する道の取り組みについてであります。道では、現在、地域における検討協議の場にさまざまな情報を提供しながら、将来を見据えた交通体系のあり方について、関係市町村の皆様と議論を積み重ねているところであります。こうした地域における検討協議の状況も踏まえ、引き続き、運輸交通審議会や道議会で御議論をいただきながら、鉄道を含む総合的な交通ネットワークの実現に向けた新たな指針を年度内に取りまとめてまいります。

次に、道道美唄富良野線についてであります。この路線の交通不能区間を整備することにより、南空知地域と上川南部地域を結ぶ新たな短絡ルートが形成されることから、観光アクセスの向上や、代替道路の確保による地域の安全性の向上などが期待されるところであります。

こうした地域の重要な役割を担うこの路線については、地元からも強い要望があり、政策評価委員会でも、継続して実施することが妥当と判断されたことを踏まえ、道といたしましては、コスト縮減にも十分配慮しながら、今後とも、早期完成に努めてまいります。

次に、国直轄ダム事業に係る総事業費についてであります。現在、国直轄ダム事業は、サンルダム建設事業のほか、二風谷ダムと平取ダムを建設する沙流川総合開発事業、新桂沢ダムと三笠ぼんべつダムを建設する幾春別川総合開発事業の合わせて三つの事業が進められているところであります。これら3事業の総事業費は、物価上昇などの社会経済情勢の変化や、台風など自然災害の影響等により、当初の総事業費の約1770億円から、今回のサンルダムの変更を含め、約1056億円増の約2826億円となっているところであります。

最後に、サンルダムの基本計画変更への意見についてであります。今回、国から示されたダムの基本計画の変更に対しては、昨年の経緯や、来年度完成することなどを踏まえ、変更内容を厳しく精査したところであり、引き続き、高いコスト意識を持って事業執行に当たっていただくためにも、安易な総事業費の増額とならないよう、「今後、総事業費の増額を一切行わないこ

と。」とする意見を付して、国に対して強く求めたところであります。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 真下紀子さん。

○75番真下紀子君（登壇・拍手）知事から再答弁を受けましたが、納得がいきませんので、以下、指摘を交え、幾つか再々質問をいたします。

まず、米軍の移転訓練の強化についてです。

憲法を変えてまで地方自治を充実することへの熱意を表明される高橋知事は、地域のことは一番よく知っているともおっしゃられています。

しかし、今の答弁のとおり、この間、米軍の移転訓練についての住民の声を直接聞いたことがないということです。御自身の発言を余りに顧みないものではありませんか。地方自治の充実を標榜する知事の姿勢が問われると厳しく指摘しておきます。

次に、原子力産業協会の構成と加盟の是非等についてです。

第三者としての立場を基本とするという原産協会は、多様な団体、機関で構成されていると知事は強弁されましたが、原子力事業者のもと、原発を推進する団体がこぞって参加して構成しているのが実態ではありませんか。

北海道では、北電から、電気事業連合会——電事連、日本原子力発電株式会社——日本原電、原子力安全推進協会、原子力発電環境整備機構——NUMOの4団体へ、それぞれ出向者を出していると聞いており、また、そのいずれもが原産協会に加盟しているということですが、まるで迂回出向の様相です。

知事、これは事実かどうか、お答えください。

よもや、北電は、出向元として、私どもの電気料金を原資として給与を負担しているようなことはないのか、あわせて伺います。

また、会員企業から原産協会に、直接、8名の職員を、出向元が給与を負担して出向させていると聞いておりますが、事実ですか、明確に御答弁願います。

原産協会の第47回年次大会では、知事と同じ元経産省OBである原産協会理事の田中伸男前国際エネルギー機関——IEA事務局長は、東京電力福島第二原発について、1000年に1度の地震と津波に耐え、安全性を証明した、再稼働すべきだと明確に述べたと報道されておりますが、収束のめども立たない福島第一原発事故の惨状を顧みない、不遜きわまりない発言であり、許されないものです。知事はどう受けとめますか。

こうしたことを確認しますと、原産協会は、原発事故を反省することなく、実に巧妙に構成された、まさに原子力発電推進の原子力村と言えます。

知事は、こうした事実を承知の上でも、将来、原発に依存しない北海道を目指すと知事選挙で公約した知事として、原産協会からの脱退を決断できないのか、伺います。

JR北海道問題については、路線ごとの見直しにとどまらず、鉄道ネットワークとしての機能維持の視点で議論が必要と指摘しておきます。

次に、開発道路の見直しについてです。

知事は、開発道路から移譲された道道について、コスト縮減に努めると答弁されましたが、これまで繰り返し事業期間を延長し、道道名寄遠別線と美唄富良野線を合わせると、総事業費の増額分は195億円、道負担は47億円にも上ります。

政策評価という、中止や事業縮小などの見直しのチャンスを逸し、巨額な増額を知事は認めてきた、その責任は重いものと言えます。

一方で、日常使用する橋梁等の老朽化への対応が間に合っておらず、通行どめも多くなっています。

厳格な政策評価により、道負担の縮減はもとより、道民の安全性と利便性のために優先すべき施策にこそ税を活用すべきと指摘しておきます。

サンルダムの見直し等についてです。

知事は、財政が苦しいと常々主張し、2020年度までの収支対策を反映しても、なお、2018年度、2019年度とも70億円の収支不足を見込んでいますが、知事が先ほど答弁されたように、国直轄ダム事業の増額分だけでも、これまで1056億円もの税金を投入し続けたことには驚きを禁じ得ません。

知事は、「今後、総事業費の増額を一切行わないこと。」という意見をつけたとお答えになりましたけれども、本当に実現できるのですか。その実効性をどのように担保するのか、伺います。

また、国との交渉過程については、公文書としての記録がないのではありませんか。公文書として交渉過程を残し、事後検証にたえられるよう改善すべきと考えますが、知事の見解を伺い、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、北電等の対応についてであります。道といたしましては、北電職員の出向状況などや、原子力産業協会職員の給与負担について把握する立場にはございません。

次に、原産協に係る対応などについてであります。道といたしましては、当該理事の発言については承知しておりませんが、今後とも、協会の事業を通じた情報収集の有益性など、入会の必要性を不断に検討しながら、適切に対応していく考えであります。

最後に、直轄ダム事業に係る今後の取り組みについてであります。直轄ダム事業の実施状況については、これまでも、道と開発局の担当部局から成る連絡調整会議の場などで定期的に情報提供を受け、基本計画に変更が生ずる場合には、国から詳細な聞き取りを行い、変更内容や経緯等を適宜把握してきているところであります。

道といたしましては、引き続き、国に対して、高いコスト意識を持って事業を執行し、安易に総事業費の増額を行わないよう強く求めるなど、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 真下紀子さんの質疑は、同一議題について既に3回に及びましたが、会議規則第57条ただし書きの規定により、この際、特に発言を許します。

真下紀子さん。

○75番真下紀子君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま知事から、国直轄事業について、国との協議を続けている、詳細に行っていると御答弁がありました。

しかし、これについて、文書での提出を求めたところ、公文書での記録をしていないと、このように私には説明をしております。これはどちらが正しいのか。

公文書としてあるのであれば、議会に提出するのは当然ではないでしょうか。それをせずに、今のような答弁というのは納得がいきませんので、お聞きをしたいと思います。

以上です。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）真下議員の特別発言にお答えをいたします。

直轄ダム事業に係る今後の取り組みについてであります。直轄ダム事業の実施状況については、国から詳細な聞き取りを行い、各種資料等も入手し、説明を受け、変更内容や経緯等を適宜把握してきているところであります。

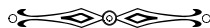
道といたしましては、引き続き、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 真下紀子さんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3 時 休憩



午後 3 時 23 分 開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

中野秀敏君。

○42番中野秀敏君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、順次質問をさせていただきます。

初めに、北海道150年事業についてお伺いをいたします。

来年は、北海道と命名をされてから150年となる節目の年に当たり、道では、現在、北海道150年事業の事業計画の策定を進めていると承知しているところであります。

今回示された、事業計画の原案では、道民や団体などが実施する北海道みらい事業が約300件、パートナー企業の約120社の具体的な取り組みが記載をされていますが、実施場所は、札幌など道央圏が多くなっている状況にあります。全道各地で150年事業を盛り上げていくためには、地域の企業、団体、自治体などに積極的に取り組んでいただくことが重要と考えるところであります。

取り組みの充実を図るために、道としての支援も必要と考えるところでありますが、見解をお

伺いたします。

50年前の100年記念事業では、野幌丘陵地帯で百年記念塔の整備などが行われ、現在も、北海道の貴重な財産として受け継がれています。

150年事業は、先人からの貴重な財産を守り、次の世代につないでいくことを理念としており、知事は、かねてから、北海道の価値を未来に引き継いでいく役割を担う今の子どもたちの記憶に残るような取り組みを進めていくと言われております。

節目の年まで1カ月を切った今、次の50年に向けた北海道づくりにつなげていく取り組みをどのように進めていく考えなのか、伺いをいたします。

次に、北海道史編さん事業について伺いをいたします。

私は、昨年の第2回定例会で、北海道史編さんについて質問し、知事からは、新たな北海道史編さんに取り組んでいく旨の答弁があり、道では、現在、編さんに向けた具体的な検討が進められているところです。

道史編さん事業は、来年度から10カ年にわたって編さん作業を進めることとなっておりますが、その間にも、文書、データを保存管理する技術や本道を取り巻く社会環境が大きく変化することが予想されます。このたびの道史編さん事業も、これからの時代に対応したものとしていく必要があると考えます。

道では、現在、北海道ICT利活用推進計画の策定を進めておりますが、その素案の中でも、オープンデータの推進を行政が進めるべき重要な取り組みとして位置づけているところであります。

また、最近、電子ブックが急速に普及していることを見てもわかるように、従来の紙中心の編集、出版の時代から、書籍などをデジタルデータとして編集し、コンピューターソフトなどで多角的に閲覧、活用できるような時代になっております。

従来型の紙でできた道史と並行して、デジタル版の作成を行うべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

デジタル化したこれらをクラウド上に保存し、インターネットで参照できるようにすれば、事実上、書籍の物理的な大きさによる制約はなくなると言っても過言ではありません。

新たに作成する道史では、盛り込むデータの範囲をできるだけ広げ、一般道民の方々からも積極的に資料の提供を求めるなどして、散逸しがちな歴史的資料の収集保存と道史の編さんの取り組みを、幅広い道民の参加を得て進める視点も重要と考えますが、見解をお伺いいたします。

道では、社会経済のさまざまな分野でグローバル化の流れが加速していることを踏まえ、北海道が将来にわたって輝き続けることができるよう、新たに北海道グローバル戦略を策定し、経済分野にとどまらず、教育や文化などの取り組みを連携させるなどして、戦略的、効果的に関連施策を展開していくとしているところであります。

今後、ますますグローバル化が進む21世紀の中で輝きを保っていくためには、世界に北海道を広く知っていただくことは欠かすことができません。このたび作成する新たな北海道史は、北海

道を世界に発信する、またとない機会と考えるところであります。

そのためには、北海道史の多言語対応は欠かせない視点と考えるところであります。

少なくとも、先史時代以後の歴史を1冊にまとめる概説に関しては、英語版はもとより、中国語版や韓国語版などの編集を検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

道史のような地域史が完成した後は、往々にして、図書館や応接室等の蔵書として大切に保管されますが、利用される場面は限られたものになりがちです。

最新のICTを利用して、将来、この道史をデータ集として参照しながら、一般道民の方々や研究者の方々はもとより、中学生、高校生の方々の学習にも活用し、北海道の将来を考えるきっかけになるような道史として編さんに取り組むべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、農業政策についてお伺いをいたします。

昭和40年代後半から顕在化した米の過剰に対応するために、米の生産抑制対策として、これまで米の生産調整が続けられてきたところでありますが、平成25年12月に決定をされた国の農林水産業・地域の活力創造プランにより、米政策の見直しの方向が示され、平成30年——来年からは、生産者みずからが需要に応じた生産を行うことや、10アール当たり7500円が交付されてきた米の直接支払い交付金が廃止されるなど、我が国の米政策は大きな転換期を迎えているところであります。

道では、こうした国の米政策の見直しに対し、農業団体等と連携して、本年7月に新たに設置した北海道農業再生協議会水田部会において、国の食料・農業・農村政策審議会の食糧部会で示される米穀の需給見通しや、道内の関係団体の生産・販売計画などを踏まえ、今月中に、北海道独自の、生産数量目標にかわる生産の目安を設定し、それぞれの地域協議会に示し、需要に応じた米生産を進めていくことになっているところであります。

平成30年産以降、国の生産数量目標の配分がなくなると、道が進める新たな生産の目安の推進による、需要に応じた米の生産を行ったとしても、他府県が作付を拡大していけば、全国的な需給バランスが崩れ、北海道米の価格に影響が及ぶことが考えられ、生産現場では特に不安を感じているところであります。

本道の稲作の担い手がしっかりとした将来像を描けるよう、稲作農家の不安を解消し、米の需給バランスの確保等を進めるには、北海道のみならず、全国レベルの需給調整が必要と考えますが、道としての見解をお伺いいたします。

こうした米政策の大きな転換期の中、道内の主食用米の作付は、本年を含め、ここ数年、労働力不足などから、小麦や大豆などの畑作物への転作が進み、生産数量目標を下回る状況が続いているほか、加工用米や飼料用米も含めた水稻全体の作付面積も減少傾向にあるのが現状であります。

米は、日本農業の基本であり、生産現場での米政策に対する不安を解消し、北海道米の生産を振興していくためには、全国レベルの需給調整もさることながら、道として、しっかりと対応していくことが必要となりますが、日本一の米どころの北海道として、今後、どのように稲作経営

の安定を進め、本道の稲作農業の発展を図っていこうと考えているのか、お伺いをいたします。

次に、小麦の生産振興についてであります。

道内における小麦は、畑作経営の基幹作物でもあり、さらには、輪作体系の確立などにとって大変重要な作物となっているところであります。

今般、大枠合意に至った日EU・EPA交渉において、国は、パスタ、菓子などのEU産小麦製品の輸入の増大が懸念されることから、パスタ用小麦のマークアップ——輸入差益を撤廃することを検討しているとのことですが、マークアップは、小麦の生産振興対策の財源にもなっており、撤廃となれば、小麦の生産振興への影響が懸念されますが、今後、道として必要な対応についてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

小麦の生産振興に向けては、出口対策である消費拡大も重要であり、道では、これまでも「麦チェン」事業を推進し、品質の高い道産小麦の安定供給や、道産小麦を使ったパンなど加工品の消費拡大などの取り組みを展開しておりますが、国際競争が厳しさを増す中、道として、今後の道産小麦の消費拡大にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

次に、森林資源の適切な管理についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

森林環境税についてであります。今年度の税制改正大綱で、創設を検討し、平成30年度税制改正において結論を得ると明記された仮称・森林環境税は、温室効果ガスの排出削減に向けた森林吸収源対策の安定財源の確保のためにも必要とされており、現在、与党税制調査会において検討が進められ、2024年度に税制度が創設される方針が固まったとの報道があったと承知しているところであります。

森林環境税については、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本として、検討が進められております。

本道においても、市町村が主体の間伐等の取り組みが促進され、森林整備の推進に貢献するものと考えるところです。

一方、税制度の対象を、個人や企業が所有する私有林としており、国有林、道有林が所在する市町村には十分な配分がなされないのではないかと危惧をしているところであります。

森林環境税の導入に向けたこれまでの国の検討状況をどのように認識し、今後、どのように対応していく考えなのか、お伺いをいたします。

道内では、戦後植林されたカラマツ、トドマツなどの人工林資源が、現在、利用期を迎えているところであります。

本年見直された北海道森林づくり基本計画でも、そうした利用期を迎えた人工林資源の循環利用を進めることとされておりますが、実際には、林業の採算性が悪く、所有者の森林経営への関心も薄くなっているため、いまだ間伐おくれの森林が見受けられる状況にあります。

一方、国においては、市町村が主体的にかかわり、経営意欲が低い所有者の森林の整備を林業事業体に委託するとともに、委託が難しい場合は、仮称・森林環境税を財源として、市町村が直

接間伐などを行う新たな森林管理の仕組みを検討しているというふうに聞いているところでありますが、この新たな仕組みについて、道の認識と今後の対応をお伺いいたします。

最後に、いじめ問題についてであります。

10月に、平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果が公表されましたが、いじめの認知件数が全国で32万件を超え、過去最多となったところでありま

す。国では、法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するもので、いじめ認知件数が多い学校は、教職員の目が行き届いているあかしの立場をとっており、いじめの定義に従い、各学校が、初期段階のものも含めて積極的に把握し、報告した結果、全国的にいじめの件数が前年度より大きく増加しているとの認識を示しているところでありま

す。一方、本道の調査結果では、道内の公立学校で認知したいじめの解消率が97.7%と、全国平均を上回る高い状況にあり、これまで、いじめの解消に向けて指導を行ってきた取り組みの成果がある程度あらわれてきたものと考えるところであります。

しかし、ささいに見える行為であっても、深刻ないじめにつながるおそれがあることや、いじめが再発する場合もあることなどから、認知した一件一件のいじめをしっかりと捉え、解消に向けた取り組みを充実させることが重要であると考えるところであります。

道教委は、いじめの認知から解消に向けての取り組みを、現在、改定を進めている北海道いじめ防止基本方針にどのように位置づけ、取り組んでいくのか、お伺いし、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）中野議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、北海道150年事業に関し、未来につなげる取り組みについてであります。北海道150年事業は、本道の歴史や文化などの魅力を再認識し、先人から受け継いだ貴重な財産を守り、磨き、未来を展望しながら、互いを認め合う共生の社会を目指して、次の時代に向けた北海道づくりに継承していくことを基本理念といたしております。

このため、大学等と連携協力して開催する科学技術イベントのほか、子どもたちが主役となった取り組みによって、若い世代の方々が北海道を愛し、誇りを持っていただけるよう、地域にゆかりのある人物を題材とした教材や北海道史の活用により、ふるさとを学ぶ機会を設けることや、松浦武四郎が生まれ育った三重県松阪市との交流事業などを、全道各地で、企業や団体、道民の皆様と一体となって展開してまいります。

次に、道史の活用の促進についてであります。このたびの道史は、北海道150年の節目を迎えるに当たり、新たに作成するものであり、幅広い世代の方々に十分に活用していただくという趣旨から、編さん大綱の素案において、道民の皆さんに親しまれることを編さん方針の一つとしております。

道といたしましては、学習の場を初めとした、さまざまな場面で道史を活用していただくため、最新のデジタル技術を活用するなど、その提供方法を工夫することにより、多くの道民の皆さんにとって、道史が、過去を振り返り、未来を考えるきっかけとなるよう取り組んでまいります。

次に、農業振興に関し、まず、稲作農業の発展に向けた取り組みについてであります。このたびの米政策の見直しに適切に対応していくため、道では、米の価格や稲作経営の安定に向け、国に対して、全国的な需給調整の仕組みの構築など、必要な対策を求めるとともに、今月中に、農業再生協議会を通じ、新たに生産の目安を設定することとしているなど、関係機関・団体と連携し、需要に応じた米生産を推進しているところであります。

道といたしましては、こうした取り組みに加え、引き続き、低コストで省力的な生産技術の導入、新たな品種の開発、水田の大区画化などを総合的に推進するほか、北海道米のブランド力の強化や販路の拡大を一層進め、本道における稲作の持続的発展と経営の安定に努めてまいります。

次に、道産小麦の消費の拡大についてであります。道では、小麦を外国産から道産へ転換するため、平成21年度から「麦チェン」を推進し、新たな品種や良質な小麦の生産技術の開発普及、道産小麦を利用する「麦チェン」サポーター店の認定、PRなどを進めてきたところであり、道内における道産小麦の利用割合、いわゆる「麦チェン」率は、28年度に、目標とする5割を超え、54%となったところであります。

道産小麦は、実需者からの評価が高く、パンや麺、スイーツなど、さまざまな用途への活用が広がっており、道といたしましては、引き続き、品質や生産性の向上に努めるほか、生産者と実需者の連携を強化し、道産小麦の特性を生かした、ブランド力の高い、魅力ある製品づくりを一層促進するなどして、消費の拡大につなげてまいる考えであります。

最後に、森林環境税についてであります。先般開催された国の有識者検討会では、平成30年の税制改正大綱に税の創設を盛り込むための最終取りまとめが行われ、私有林の面積などを基準として、国民から徴収した税財源を、採算の確保が困難な間伐に取り組む市町村に譲与するなど、一定の枠組みが示されたところであります。

道といたしましては、市町村が活用しやすい財源の安定的な確保が何よりも重要と考えており、今後、税額などの検討が進められる中で、全国知事会や市長会、町村会などと密接に連携し、人材の育成と確保、木材の利用促進といった幅広い活用方策と、それに応じた譲与の考え方が税制度に盛り込まれるよう、国に強く働きかけるなど、本道の豊かな森林づくりに貢献する森林環境税の一刻も早い創設に向けて取り組んでまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）北海道150年事業への支援についてであります。市町村や

企業、団体等の皆様が実施する北海道みらい事業については、天塩川における国際カヌーツーリング大会や、地域の歴史を学ぶ講演会など、現在、300を超える事業が予定されているところでございます。

150年事業を全道で盛り上げていくため、道では、パートナー企業と連携し、各種事業への支援を行っているほか、市町村を訪問し、取り組みの実施を働きかけるなどして、各地域でのさらなる事業の充実に向けて取り組んでいるところでございます。

また、150年目の幕あけとなる、来年1月から3月までの間に実施する事業に関し、地域づくりの新たな芽につながる取り組みなどを対象として、地域づくり総合交付金などを活用して支援することとしており、引き続き、北海道みらい事業が円滑に実施されるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇）北海道史編さん事業に関し、まず、道史のデジタル化についてですが、ICT化が急速に進展する中、従来の紙媒体のほか、道史をデジタル版で提供するなど、電子データの活用は、普及の面や閲覧者の利便性の向上の面で大変効果があると考えております。

今後、時代に即したデジタル技術の向上も見きわめつつ、資料の原本所蔵者の許諾などの課題を整理した上で、編さん委員会での御意見も伺いながら、デジタル化の導入について検討してまいります。

次に、データの範囲についてですが、道史の編さんに当たりましては、できる限り広範囲な資料調査と収集を行うことが重要でありまして、道民の方々に、貴重な資料の提供について積極的に働きかけていくことが必要と考えております。

また、収集した資料は、編さん終了後には全て文書館に移管され、原本所蔵者の同意を得て、閲覧などの利用に供することとしておりますが、デジタル化による保存等は、インターネットによる公開が可能となるなど、その利便性が高まりますことから、時代に即した技術の活用について検討してまいります。

最後に、道史の外国語版についてですが、グローバル化の中で、現在の北海道の姿だけではなく、その文化的・社会的背景であります北海道の特色ある歴史を広く海外へ発信することは、意義ある取り組みと考えております。

一方で、歴史書の翻訳は、外国の方々に歴史認識上の誤解を生じさせないようにするため、一般に相当長期間を要するものとされているところでありまして、費用の面も含め、外国語版の作成の可能性について、編さん委員会での御意見も伺いながら、検討してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部長小野塚修一君。

○農政部長小野塚修一君（登壇）農業振興に関し、初めに、米の全国的な需給調整の仕組みにつ

いてでございますが、国は、平成30年産以降、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者みずからが需要に応じた生産が行える状況に移行するなど、米政策の見直しの方向を示したところでございます。

しかしながら、本道の稲作農家の中には、生産数量目標の配分が廃止されることにより、全国的に生産過剰となった場合の米価下落のおそれなど、今後の米生産に不安を感じる方も多いものと認識しております。

このため、道といたしましては、米の需給や価格の安定が図られるよう、全国的な需給調整の仕組みの構築や、水田活用の直接支払い交付金の充実などを国に提案してまいりましたが、現在、JAグループを中心とした全国組織の設立に向けて準備が進められているところであり、引き続き、必要な対策を国に強く求めてまいる考えでございます。

次に、日EU・EPAの小麦への影響などについてでございますが、国では、今般の日EU・EPAにおけるパスタや菓子等の関税撤廃などに関して、国境措置の整合性の確保の観点から、パスタ原料となる小麦のマークアップの実質的な撤廃、引き下げを行うこととしたところでございます。

小麦のマークアップの撤廃や引き下げにより、国産小麦の価格下落や、経営所得安定対策の財源の減少が懸念されることから、道といたしましては、生産者が今後とも安心して営農に取り組み、小麦を安定的に供給していけるよう、体質強化対策や経営安定対策の充実強化と、必要な予算の確保を引き続き国に強く求めるとともに、本道農業の競争力強化に向けた施策の積極的な展開に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 水産林務部長幡宮輝雄君。

○水産林務部長幡宮輝雄君（登壇）新たな森林管理の仕組みについてでございますが、道では、所有者に最も身近な市町村を主体とした森林づくりを進めているところであり、国において検討されている、市町村が積極的に関与する新たな森林管理の仕組みは、間伐などの手入れがおくれている森林の解消につながるものと考えております。

道といたしましては、振興局ごとに設置した、市町村や林業事業者などが参画する検討会を活用し、所有者の森林経営計画の作成を引き続き支援するとともに、森林整備への意欲と能力を持ち合わせた林業事業者の育成を進めるほか、森林環境税の早期創設を初め、新たな森林管理の仕組みづくりや施策の充実を国に強く求めるなど、本道の豊かな森林づくりに取り組む考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）中野議員の御質問にお答えをいたします。

いじめ問題への取り組みについてでございますが、道教委では、いじめの芽はどの子どもにも生じ得るものであり、全ての児童生徒が安心して元気に学校生活を送るため、いじめの認知から

解消に向けた取り組みの充実への体制づくりをさらに進めることが重要であると考えております。

このため、現在、見直しを進めている北海道いじめ防止基本方針では、けんか、ふざけ合いであっても、背景にある事情を把握して、いじめに該当するか否かを判断することや、児童生徒がいじめを訴えやすいアンケート調査の工夫や、個人面談を実施すること、さらには、学校いじめ対策組織を中心とした組織的な対応を行うことなどを新たに位置づけるとともに、いじめの解消の判断基準を明確化することを検討しており、今後は、総合教育会議などでの議論も経て、年度内に改定を行い、リーフレットの配付や各管内での説明会などを通じて、市町村教育委員会や学校等に周知徹底し、本道におけるいじめ防止等の対策の一層の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 中野秀敏君の質問は終了いたしました。

佐々木俊雄君。

○49番佐々木俊雄君（登壇・拍手）（発言する者あり）一般質問の最後になりますが、通告に従い、質問してまいります。

初めに、道の組織機構に関して、民泊法の施行に向けた執行体制についてお伺いいたします。

民泊法が来年6月に施行されることになった中、道では、いち早く、関連条例の制定に向けて取り組んでいるところと承知していますが、適正な民泊の推進を図るためには、民泊法や条例のルールの徹底に向けた指導監督などの役割を道がしっかりと果たしていくことが求められております。

この点で、本定例会における我が会派の同僚議員の質問に対して、知事は、実効性の高い執行体制を来年度に向けて整備してまいると答弁されたところであります。

今後、来年度の組織機構について検討が進められると承知しておりますが、実効性の高い執行体制を整備するに当たって、道としてどのような役割や機能を担っていこうと考えているのか、お伺いいたします。

民泊法の施行前の現状においては、無許可営業などの違法な民泊が横行し、騒音やごみ問題など、近隣住民の生活環境にも影響を及ぼすなどの社会問題が発生しております。

今後は、民泊法のスタートにより、ルールや罰則ができますが、それでもルールを守らない事業者が相当出てくるのではないかと危惧されるところであります。

こうした中、例えば、民泊による騒音の発生などがあれば、近隣住民の苦情を夜間や休日も含めて受け付け、事業者を指導するといった役割、さらには、無届け営業等の事業者を洗い出すなどといった、より積極的な取り組みも、道の毅然とした姿勢を示す意味から必要ではないかと考えますが、所見を伺います。

民泊の適正な運営を確保していくためには、庁内のみならず、保健所設置市など庁外の関係機関との連携も極めて重要であると考えます。この点について、どのように対応していくのか、お

伺いいたします。

次に、防災対策の推進について伺いいたします。

四つの台風が連続して北海道に接近、上陸した昨年の大雨災害に続き、ことしも、9月に、台風18号の影響により、150億円を超える被害が発生しております。

昨今の北海道では、台風に限らず、これまで経験したことのない突然の集中豪雨に見舞われることが珍しくなくなっており、従来よりも高い水準の防災対策が求められます。

こうした中、9月の台風に伴い、土砂災害警戒情報等、住民の避難を検討しなければならないレベルの防災気象情報が発表されていた市町村のうち、実際に避難情報を発令した市町村は6割程度でした。

市町村がちゅうちょなく避難勧告等を発令するためには、判断基準を具体的でわかりやすいものとして、事前に設定しておくべきものと考えますが、道内では、発令基準を策定していない市町村もあると聞きます。

発令基準の策定状況と、未策定市町村に対する道の取り組みについて伺います。

また、さきの台風では、こうした、市町村による避難情報のタイムリーな発出ができなかったことに加え、避難の指示や勧告が出されても、実際に避難した方はわずか5%にとどまっていたという課題も示されたようです。

近年、我が国では頻繁に大雨災害が生じていますが、その対応において最も重要なことは、気象災害に関する情報を的確に把握し、被災の可能性のある住民をいかに迅速かつ安全に避難させることができるかであります。

昨年、ことしと2年連続の台風による大雨災害を踏まえ、道では、今後、どのように防災対策を進めていくのか、伺いいたします。

また、庁舎、消防本部などを初め、避難所となる体育館など公共施設等は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には、災害応急対策や被災者支援を行う拠点になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしています。

先日公表された消防庁の調査結果によりますと、平成28年度末の道内の防災拠点となる公共施設等の耐震率は85.1%と、全国の92.2%に比べて依然として低い状況となっております。特に、防災拠点となる市町村庁舎は59.4%と、全国の78.1%に比べて著しく低い状況となっております。

昨年4月の熊本地震では、市町村の庁舎が被災し、災害対応に支障が生じた例もありました。庁舎は、災害対策の拠点となる施設であります。

道は、これらの状況をどのように認識し、また、今後、どのように取り組んでいくのか、考えを伺います。

次に、北海道グローバル戦略についてであります。

道は、急速なグローバル化の進展を踏まえ、新たな国際化推進指針として北海道グローバル戦略を策定することとし、先日の委員会で最終的な案を示すなど、年内の策定に向けて作業を進め

ているものと承知しております。

食や観光などの北海道ブランドがASEAN諸国を中心に浸透し、海外から多くの観光客が本道を訪れるなど、世界と本道とのつながりが一層深まる中で、今後、海外の国や地域との関係で、道がどのような姿を目指して、どのように取り組んでいくのか、その方向性を示し、担い手である道民一人一人と考えを共有していくことは大変意義あることと考えます。

知事は、これまでの我が会派の代表質問に対し、グローバル化に伴うさまざまな影響を考慮し、本道の進むべき方向を広く道民の皆様方と共有するための方針として、グローバル戦略を策定する旨、答弁されてはいますが、その目指す姿をどのように描き、今後、どのように道民と共有していく考えか、お伺いいたします。

次に、ストックマネジメントの推進についてであります。道においては、土地や建物などの道有財産について、経営的な視点から、設備投資や管理運営に関するコストの最小化を図るため、平成18年からファシリティーマネジメントに取り組んでおりますが、北海道インフラ長寿命化計画の策定など、施設の維持管理を取り巻く環境が大きく変化したことから、昨年3月に北海道ファシリティーマネジメント推進方針を策定し、改めて、道有建築物の長寿命化や有効活用に取り組むこととしております。

この方針では、膨大な道有建築物の老朽化や厳しい財政状況への対応に向けた取り組みを進めることとし、特に、ストックの有効活用の観点から、計画的な維持管理による長寿命化や、ライフサイクルコストの縮減を図るストックマネジメントの強化に取り組むこととしておりますが、取り組みの状況などについて伺ってまいります。

道有建築物の老朽化が進行する中、これまで、定期的な点検や計画的な修繕により、施設の長寿命化に取り組んできたことと承知しております。

推進方針では、税法上の耐用年数を超えて使用できる建物は、必要な長寿命化改修を実施し、さらなる長寿命化を図ることとしておりますが、これまで、どのように取り組んできたのか、お伺いいたします。

また、長寿命化を進めるに当たって、計画的、効率的に修繕を実施することが重要であり、推進方針では、計画修繕予算の集約化や小破修繕のさらなる集約化を検討することとしております。

今後、ストックマネジメントの強化に向けて、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

次ですが、2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みであるパリ協定が平成27年12月に採択され、ことしの11月1日の時点で、169の国及び地域が批准しております。

また、アメリカでは、トランプ大統領が脱退を表明したものの、数多くの合衆国の州が取り組みに参加しております。

近年の状況を見ますと、巨大ハリケーンや台風、局地的に記録的な集中豪雨、大雪、寒波など、依然として、地球温暖化によると思われる異常な気象状況が続いております。オゾンホール

面積の縮小、そして海の酸性化といったことも進んでおり、地球温暖化はどんどん進んでいるものと思っております。

地球温暖化問題は、全ての国、地域で取り組まなければ、解決できないものであります。

さて、中国やインドなど、経済発展の著しい国においては、自動車の排気ガスが大きな問題となっており、電気自動車の普及が急速に進んでおりますし、世界各国の自動車産業も、電気自動車の普及を目指し、1回の充電で500キロメートル走行できる状況にまで来ております。

福島県のある地域では、温暖化対策につながることで、ガソリン車よりも安く利用できるということで、電気自動車のカーシェアリングが始まったとの報道もございました。

私も、電気自動車の普及を将来的に見込み、経済産業省の補助金及び自動車メーカーの助成で、電気自動車の充電器の設置について積極的に取り組んではどうかと、平成25年4定の一般質問で知事にお伺いしたところ、知事からは、大型商業施設や道の駅の事業者、さらには市町村に活用を働きかけ、設置を促進するとともに、電気自動車等のエコカーの普及が進むよう取り組むとの答弁がありましたが、その後、充電器の道内での普及はどうなっているのか、お伺いいたします。

また、道みずからの積極的な行動が必要と考えますが、公用車やリース自動車を電気自動車とする考えがあるのか、お伺いします。

最後に、沿岸漁業について伺ってまいります。

昨年、本道の漁業生産量は、統計をとってから初めて、100万トンを割り、86万トンとなりましたが、ことしの漁業生産状況は、サンマ、アキサケ、スルメイカの漁獲量が昨年を下回ることで予想されており、地域経済に与える影響は大変大きなものがあります。

魚種によっては、高い価格での取引で、生産者である業者や漁業協同組合への影響が少ない状況となっている地域もありますが、水産加工業者は厳しい状況となっております。また、消費者の魚離れも危惧されるところであります。

特に、アキサケについては、100年以上のふ化放流事業の実績があり、平成10年前後は5000万尾から6000万尾の漁獲があったものの、近年は2000万尾台で、ことしは2000万尾を割る状況となっております。

これまでの、原因解明に向けた取り組みの状況と、原因を踏まえた対策についてお伺いします。

また、近々、定置漁業権、区画漁業権の免許の切りかえとなりますが、定置漁業権の切りかえに当たっては、資源に合った漁場計画が必要となってくると思います。

昨今のアキサケの来遊状況を見ると、今後5年間の来遊状況は、多くを期待できないのではないかと考えられ、漁場計画の策定に当たっては、大幅な見直しを行わなければ、定置漁業の経営が成り立たない箇所も出てくると思います。

どのような考えで定置漁業権の免許切りかえを行おうとしているのか、お伺いいたします。

さらに、ことしは、道南の定置漁業で30キログラム未満の小型マグロが大量に漁獲され、大き

な問題となりました。

水産庁は、国際合意を踏まえ、小型マグロの放流や操業自粛の指導をしておりますが、浜においては難しい対応が迫られており、漁業者の経営に影響が出ないような対策が求められます。道としてどのように取り組むのか、お伺いします。

サンマについては、中国や台湾の漁船による公海での漁獲圧力が年々高まったことが資源減少の原因となっていることから、国に対し、解決に向けての対策を強力に求めるべきと考えます。

スルメイカについては、産卵場の状況が悪化しているほか、外国漁船の漁獲が、資源の減少に影響しているものと考えております。

いずれにしても、回遊性魚種、多獲性魚種については、資源の変動が大きく、回遊範囲が広いことから、資源状況や資源減少の要因の把握は難しいものと考えられます。

一方で、沿岸魚種と言われているホッケやタコ、昆布などの資源状況も悪化の一途をたどっており、これらの魚種の増大を図るためには、産卵場や生息場所の造成が必要と考えます。

かつては150億円を超えていた漁場整備費は、現在、50億円に減少しており、漁場整備をもっと積極的に行うことが、沿岸資源の増大に不可欠と考えますが、今後の沿岸漁場整備についてどのように進めていくのか、見解をお伺いし、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）佐々木俊雄議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、民泊法に係る執行体制についてであります。民泊法の施行に当たっては、国内外からの観光客の来訪、滞在を促進し、住民や観光客の安全、安心の確保を前提に、北海道にふさわしい適正な民泊の推進を図っていくことが重要と認識いたします。

道といたしましては、来年度の法施行に向けて、道が中心となって、札幌市を初め、保健所設置市と連携して、全道共通の考え方で規制を行うとともに、総合窓口を設置して、事業者からの相談、届け出への対応を初め、定期的な検査や、住民からの苦情、通報に基づく迅速かつ的確な指導、取り締まり、民泊の営業実態の把握、分析などを一体的に処理する、実効性の高い指導監督体制を整備してまいります。

次に、今後の防災対策についてであります。大雨等による災害が発生するおそれがある場合、住民の生命を守るためには、避難勧告等が適時的確に発令され、それを受けた住民の皆様が迅速かつ適切に避難することが何より重要であります。

昨年及びことしの台風災害においては、市町村による避難勧告のおくれや、実際に避難をされた住民の方々が極めて少なかったことなどが主な課題とされたところであります。

道といたしましては、台風の上陸などが見込まれる場合に、各振興局において、管内の市町村を初め、气象台、開発局などの関係機関が連携協力の上、気象や河川の情報を共有する場を設け、市町村長が避難勧告などを的確に発令し得る体制を構築するとともに、道民の皆様に避難行動の大切さを理解していただけるよう、訓練の充実や、より一層、防災教育の機会の確保に努

め、本道の防災力を強化してまいります。

次に、北海道グローバル戦略についてであります。グローバル化が急速に進展する中、本道が将来にわたって発展し続けていくためには、国際関連施策の戦略的な展開を図ることが重要であります。

このため、北海道グローバル戦略においては、目指す姿を「世界をより身近に、世界を舞台に活躍」とし、こうした姿の実現に向け、世界に売り込む、世界とつながる、世界と向き合うという三つの視点のもと、機動的かつ柔軟な施策の展開を図ることとしております。

また、その推進に当たっては、さまざまな機会を通じて本戦略の周知に努め、世界の中の北海道として目指す姿を道民の皆様方と共有し、食や観光といった経済分野を初め、文化、スポーツなど、幅広い分野にわたる国際化の取り組みを相互に連携させながら進めてまいります。

次に、ストックマネジメントの推進に関する今後の取り組みについてであります。道では、道有建築物の老朽化が進行する中、施設を可能な限り長く使用できるよう、計画的に修繕を進め、更新コストの削減や長寿命化を図ることが重要でありますことから、各施設管理者ごとに行ってきた修繕計画などの業務を、来年度から建設部に集約し、専門知識を有する技術職員が中心となり、修繕計画の作成から工事の実施までを一体的に行うこととしているところであります。

また、修繕履歴などの保全情報をデータベース化し、施設管理者が行う保全業務への技術支援を強化することにより、効果的、効率的な改修、修繕を進め、道有建築物のさらなる長寿命化や、ライフサイクルコストの縮減など、ストックマネジメントの強化に取り組んでまいります。

次に、沿岸漁業の振興に関し、まず、定置漁業権の免許についてであります。アキサケ定置漁業は、地域経済を支える重要な漁業であります。近年、資源が大きく減少し、増殖用の親魚の不足や漁業経営などへの影響が生じているところであります。

このため、道では、平成31年に行う、アキサケなどの定置漁業権の免許の切りかえに向け、本年9月に、安定したふ化放流事業によるアキサケ資源の回復とともに、協業化等による経営の合理化を促進する観点から、ふ化放流事業に必要な親魚の十分な確保や、採算性の高い漁業経営の推進などを柱とした切りかえ方針を定めたところであります。

道といたしましては、今後、漁協や漁業者などの御意見をお聞きし、定置漁業が地域の基幹漁業として発展できるよう取り組んでまいります。

最後に、沿岸漁場の整備についてであります。近年、漁業生産が減少する中で、種苗放流などの栽培漁業の取り組みとあわせて、増殖場や魚礁などの漁場を整備し、沿岸域の生産力の向上を図ることは重要であると考えているところであります。

このため、道といたしましては、平成29年度からスタートした国の新たな漁港漁場整備長期計画に基づき、魚類が産卵し、ふ化した稚魚が生育する藻場の造成とあわせ、稚魚が成長する沖合に魚礁を設置するほか、磯焼け漁場において昆布の増殖場を造成するなど、水産生物の生態や海洋環境の変化に対応した漁場整備を進め、沿岸資源の増大に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）最初に、違法民泊等への対応についてであります。適正な民泊を推進していくためには、法令違反や不適切な運営を行う事業者に対して、改善指導、取り締まり等を徹底していくことが重要と認識しております。

来年6月の法施行後には、速やかに、届け出があった民泊の全てについて現地検査を行い、玄関等への標識の掲示や、消防法上の規制なども踏まえた安全性、衛生状況について確認を行うこととしております。

また、定期的な営業状況についての報告聴取や立入検査を実施することとしているほか、随時寄せられる住民の方々からの苦情や通報等に対応しながら、保健所、関係機関と連携し、指導や現地調査による改善命令、取り締まりを行うなど、迅速かつ的確に対応できる執行体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、関係機関との連携についてでございますが、衛生面、安全面の確保や、近隣住民とのトラブルの防止など、適正な民泊の推進を図っていくため、無届け民泊や、180日を超える営業を行った民泊は旅館業法上の違反となりますことから、保健所設置市を初め、防火、取り締まり等を担う消防や警察などの関係機関とも一体となった対応が必要と考えております。

このため、道といたしましては、今年度、国や保健所設置市、警察などの関係機関で構成する連絡会議を設置し、こうした場などを通じ、各機関が密接に連携しながら、機動的に現地での指導や取り締まりができる体制を構築してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）防災対策の推進に関し、まず、避難勧告等の発令基準についてでございますが、台風、大雨などによる水害や土砂災害から住民の皆様を守るためには、市町村が迅速かつ的確に避難勧告等を発令することが重要であり、そのためには、あらかじめ、具体的かつ明確な判断基準を定めておくことが有効であります。

このため、避難勧告等の判断、伝達に関し、国のガイドラインをもとに、災害の種別ごとにマニュアルを作成し、市町村に対して、発令基準の策定を働きかけてきたところでありますが、本年8月時点での市町村における発令基準の策定状況は、水害が86%、土砂災害が95%などとなっており、先般、10月に市町村長を対象に開催いたしました災害対策専門研修におきまして、発令基準を速やかに策定するよう改めてお伝えしたところでございます。

道といたしましては、今後とも、研修会の実施や、市町村が行う防災訓練などを通じて助言などを行い、全ての市町村において発令基準が整備されるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、防災拠点施設等の耐震化についてでございますが、災害発生時に避難者支援や早期復旧などの拠点となる市町村の庁舎、文教施設、社会福祉施設などの耐震化は極めて重要と認識しております。

一方で、道内の市町村の多くは財政状況が厳しく、耐震化が進まない大きな要因ともなっておりますことから、道では、市長会、町村会とともに、公共施設の耐震化や建てかえに係る地方財政措置の拡充を国に働きかけ、今年度におきまして、市町村役場機能緊急保全事業債の創設や、緊急防災・減災事業債の対象期間の延長などの拡充措置が講じられたところであります。

道といたしましては、昨年の熊本地震の例も教訓としながら、より高い危機意識を市町村と共有し、万が一に備えた代替施設の確保とあわせ、できる限り早期に、防災拠点となる公共施設等の耐震性が確保されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 建設部建築企画監須田敏則君。

○建設部建築企画監須田敏則君（登壇）ストックマネジメントの推進に関し、道有建築物の長寿命化についてでございますが、道有建築物は、昭和50年代に建設したものが多く、今後、老朽化が急速に進行いたしますことから、昨年3月に策定した北海道ファシリティマネジメント推進方針に基づき、厳しい財政状況の中で、適切な改修や修繕により、長寿命化を図ることとしているところでございます。

このため、道では、昨年度から、知事部局の施設について、構造躯体を初め、屋上防水や外壁、設備機器の損傷・劣化状況について調査を行う長寿命化診断を実施し、耐用年数を超えて使用することが可能と判定した施設について、順次、長寿命化改修に着手しているところでございます。

また、来年度からは、教育庁、道警本部の所管施設につきましても、建設部が一体的に長寿命化診断を実施することとしたところでございまして、今後は、道有建築物の保全水準の統一を図るなどして、一層の長寿命化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）電気自動車の普及に向けた取り組みについてであります。道では、国に対し、充電設備の整備への支援の強化を要請するとともに、市町村や大型商業施設、道の駅などの事業者に対し、国の支援制度を活用するよう働きかけを行ってきたところであり、充電設備の設置箇所は、関係団体の調査によりますと、平成25年に252カ所であったものが、現在では737カ所にまで増加したところでございます。

道といたしましては、引き続き、市町村などに対し、充電設備の整備を働きかけるほか、環境負荷の低減に向け、公用車として、電気自動車など低公害車の導入に努めていくとともに、札幌モーターショーにおける道産EVの出展を初め、さまざまな機会を利用してPRを行うなどいたしまして、電気自動車の普及に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 水産林務部長幡宮輝雄君。

○水産林務部長幡宮輝雄君（登壇）沿岸漁業の振興に関し、まず、アキサケ資源の回復に向けた

取り組みについてであります。国は、アキサケの水揚げが減少している太平洋沿岸などにおいて、稚魚の放流に適したサイズ、時期、海においてからの移動経路や成長などの調査を平成25年度から実施しており、稚魚の飼育環境の悪化、沿岸水温の変動などによる、放流直後の河川や沿岸域での稚魚の減耗が、資源減少の要因の一つと考えられております。

このため、道では、試験研究機関と連携し、健康な稚魚を育てるため、増殖団体が行う、老朽化したふ化施設の整備や餌の改良を支援するほか、沿岸環境に合わせた放流時期の見直し、海水がまじる汽水湖を活用した放流など、稚魚の生残率を高める放流技術の改良を進め、本道のアキサケ資源の早期回復に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、クロマグロの資源管理についてであります。我が国では、国際合意に基づき、平成27年から、沿岸漁業の小型マグロの漁獲管理が行われておりますが、本年7月以降、道南地域の定置網を中心に、ブリやイカ、アキサケに加え、小型マグロが大量に漁獲され、20の道府県で共同管理する今漁期の漁獲量の上限を超過したため、国から関係漁業者に対して操業自粛要請が出されたところであります。

道といたしましては、引き続き、関係団体と連携し、小型魚の再放流や休漁措置など、資源管理の徹底を図るとともに、国に対しまして、他の漁業との漁獲枠の配分の見直しや、資源管理の取り組みに対する支援制度の創設、小型マグロの漁獲抑制を図る技術の開発を要請するなど、クロマグロ資源の適切な管理と漁業経営の安定の両立に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 佐々木俊雄君の質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって質疑並びに質問を終結いたします。

1. 予算特別委員会の設置

1. 議案の予算特別委員会付託

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

日程第1のうち、議案第1号ないし第4号、第21号ないし第24号及び第27号については、本議会に27人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

(上の議案付託一覧表は巻末議案の部に掲載する)

1. 予算特別委員の選任

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

(上の委員名簿は巻末**その他**に掲載する)

1. 議案の新幹線・総合交通体系対策特別委員会付託

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

議案第5号及び第10号については新幹線・総合交通体系対策特別委員会に付託することにいたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

(上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する)

1. 議案の常任委員会付託

○議長大谷亨君 次に、残余の案件につきましては、お手元に配付の議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

(上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する)

1. 日程第2、請願第29号

1. 請願の少子・高齢社会対策特別委員会付託

○議長大谷亨君 日程第2、請願第29号を議題といたします。

請願第29号 「保育士等の処遇改善、待機児童解消のための保育所整備等の促進を求める意見書」の提出を求める件

(上の請願は巻末**請願・陳情の部**に掲載する)

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

本件は少子・高齢社会対策特別委員会に付託することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

1. 休会の決定

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

各委員会付託議案等審査のため、12月6日から12月8日まで、及び、12月11日から12月13日まで本会議を休会することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

12月14日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時39分散会